

# 有 価 証 券 報 告 書

事業年度 自 2018年4月1日  
(第3期) 至 2019年3月31日

東京都目黒区三田1丁目6番21号

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社

E32069

第3期（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

---

# 有価証券報告書

---

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社

# 目 次

頁

## 第3期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	4
4 【関係会社の状況】	6
5 【従業員の状況】	9
第2 【事業の状況】	10
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	10
2 【事業等のリスク】	11
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	14
4 【経営上の重要な契約等】	18
5 【研究開発活動】	18
第3 【設備の状況】	19
1 【設備投資等の概要】	19
2 【主要な設備の状況】	19
3 【設備の新設、除却等の計画】	20
第4 【提出会社の状況】	21
1 【株式等の状況】	21
2 【自己株式の取得等の状況】	45
3 【配当政策】	46
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	47
第5 【経理の状況】	63
1 【連結財務諸表等】	64
2 【財務諸表等】	107
第6 【提出会社の株式事務の概要】	116
第7 【提出会社の参考情報】	117
1 【提出会社の親会社等の情報】	117
2 【その他の参考情報】	117
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	118

## 監査報告書

## 内部統制報告書

## 確認書

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月26日
【事業年度】	第3期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
【会社名】	伊藤ハム米久ホールディングス株式会社
【英訳名】	ITOHAM YONEKYU HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮下 功
【本店の所在の場所】	東京都目黒区三田1丁目6番21号
【電話番号】	東京 03（5723）8619番
【事務連絡者氏名】	経理財務部 部長 前田 聡
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区三田1丁目6番21号
【電話番号】	東京 03（5723）8619番
【事務連絡者氏名】	経理財務部 部長 前田 聡
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次		第1期	第2期	第3期
決算年月		2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高	(百万円)	792,564	831,865	850,721
経常利益	(百万円)	24,884	24,423	15,679
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	18,038	15,784	10,588
包括利益	(百万円)	19,811	14,432	9,506
純資産額	(百万円)	220,033	219,861	224,074
総資産額	(百万円)	373,632	376,204	393,392
1株当たり純資産額	(円)	714.74	739.77	754.14
1株当たり当期純利益	(円)	60.67	53.22	35.82
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	60.60	53.17	35.80
自己資本比率	(%)	56.9	58.1	56.6
自己資本利益率	(%)	8.8	7.3	4.8
株価収益率	(倍)	17.1	17.4	19.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	21,187	5,521	15,114
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△8,756	△8,183	△19,879
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△8,996	△20,004	10,084
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	52,785	29,284	34,643
従業員数 [ほか、平均臨時雇用者数]	(人)	7,644 [9,009]	7,792 [8,923]	8,107 [9,034]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は2016年4月1日設立のため、それ以前に係る記載はしておりません。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第3期の期首から適用しており、第2期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次		第1期	第2期	第3期
決算年月		2017年3月	2018年3月	2019年3月
営業収益	(百万円)	13,022	12,065	9,059
経常利益	(百万円)	11,649	8,771	5,690
当期純利益	(百万円)	11,591	8,764	5,489
資本金	(百万円)	30,000	30,003	30,003
発行済株式総数	(株)	297,347,059	297,355,059	297,355,059
純資産額	(百万円)	178,670	180,511	180,805
総資産額	(百万円)	179,306	192,960	203,597
1株当たり純資産額	(円)	600.15	609.96	611.62
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	17.00 (-)	17.00 (-)	17.00 (-)
1株当たり当期純利益	(円)	38.98	29.55	18.57
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	38.94	29.52	18.56
自己資本比率	(%)	99.5	93.4	88.7
自己資本利益率	(%)	6.7	4.9	3.0
株価収益率	(倍)	26.6	31.3	37.1
配当性向	(%)	43.6	57.5	91.5
従業員数 [ほか、平均臨時雇用者数]	(人)	87 [4]	196 [24]	241 [34]
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX)	(%)	142.8 (118.7)	129.8 (137.6)	100.1 (130.6)
最高株価	(円)	1,143	1,112	1,044
最低株価	(円)	706	865	610

- (注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。  
2. 当社は2016年4月1日設立のため、それ以前に係る記載はしておりません。  
3. 当社は2016年4月1日設立のため、株主総利回り及び比較指標の算出は2016年4月1日における株価を基準として使用しています。  
4. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。  
5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第3期の期首から適用しており、第2期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

## 2 【沿革】

2015年9月	伊藤ハム株式会社及び米久株式会社（以下「両社」）が共同持株会社設立（株式移転）による経営統合に関する基本契約書を締結
2015年11月	両社はそれぞれの臨時株主総会での承認を前提として、株式移転の方法により共同持株会社設立のための「株式移転計画書」を作成
2016年1月	両社の臨時株主総会で株式移転計画が承認
2016年4月	当社設立（東京証券取引所市場第一部に上場）
2017年12月	ニュージーランド・クライストチャーチのANZCO FOODS LTD. の株式を追加取得し100%子会社化

## 3 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社57社、関連会社11社で構成され、食肉加工品（ハム・ソーセージ、調理加工食品）及び食肉等の製造販売を主な内容として事業活動を展開しております。

なお、以下に示す区分は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

（加工食品事業）

加工食品事業部門は、主に伊藤ハム株式会社、米久株式会社、その他子会社16社及び関連会社2社で構成され、ハム・ソーセージ、調理加工食品等の食肉加工品の製造・販売を行っております。

（食肉事業）

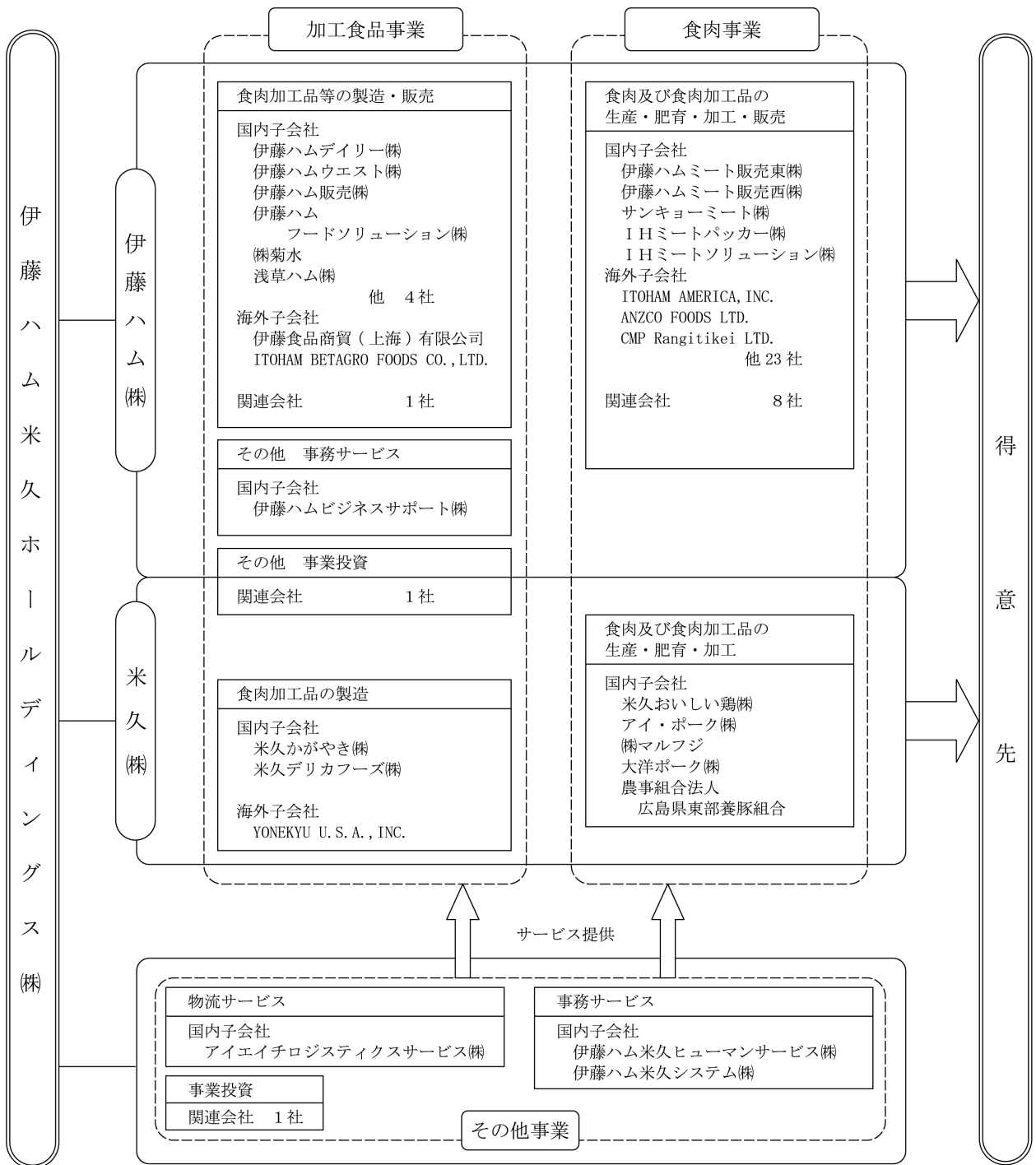
食肉事業部門は、主に伊藤ハム株式会社、米久株式会社、その他子会社36社及び関連会社8社で構成され、食肉及び調理加工食品の製造・販売を行っております。

（その他事業）

その他事業部門は、子会社3社及び関連会社1社で構成され、事務代行サービス業並びに物流サービス業などを行っております。

事業の系統図は次のとおりであります。

なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。





#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有又は 被所有割合 (%)	関係内容
連結子会社 伊藤ハム㈱ (注) 3, 6	兵庫県西宮市	28,427	加工食品 事業 及び 食肉事業	100	経営管理、業務委託、不動産 の賃貸 役員の兼任あり。 資金の貸借 (CMS)
米久㈱ (注) 3, 6	静岡県沼津市	8,634	同上	100	経営管理、業務委託、不動産 の賃貸 役員の兼任あり。 資金の貸借 (CMS)
伊藤ハム米久ヒューマンサー ビス㈱	兵庫県西宮市	30	その他	100	当社人事・庶務等に関する事 務代行業務を行っている。
伊藤ハム米久システム㈱	兵庫県西宮市	30	同上	100	当社情報システムの開発・運 用等の業務支援を行っている。
伊藤ハムデイリー㈱	宮城県栗原市	500	加工食品 事業	100 (100)	—
伊藤ハムウエスト㈱	佐賀県三養基 郡基山町	90	同上	100 (100)	—
伊藤ハムフードソリューション ㈱	東京都目黒区	100	同上	100 (100)	—
伊藤ハム販売㈱	兵庫県西宮市	90	同上	100 (100)	—
㈱菊水	北海道江別市	180	同上	83.20 (83.20)	役員の兼任あり。
浅草ハム㈱	東京都台東区	125	同上	100 (100)	資金の貸借 (CMS)
イトウフレッシュサラダ㈱	東京都目黒区	80	同上	95 (95)	—
筑紫ファクトリー㈱	北九州市 八幡西区	45	同上	100 (100)	—
ロイヤルデリカ㈱	群馬県高崎市	98	同上	100 (100)	—
城山ハム㈱	兵庫県西宮市	60	同上	100 (100)	—
伊藤ハムビジネスサポート㈱	兵庫県西宮市	30	同上	100 (100)	—
米久かがやき㈱	埼玉県 春日部市	250	同上	100 (100)	—
米久デリカフーズ㈱	静岡県沼津市	430	同上	100 (100)	—
伊藤ハムミート販売東㈱	東京都目黒区	90	食肉事業	100 (100)	—
伊藤ハムミート販売西㈱	兵庫県西宮市	90	同上	100 (100)	—
サンキョーミート㈱	鹿児島県 志布志市	230	同上	100 (100)	資金援助あり。
I Hミートソリューション㈱	東京都目黒区	80	同上	100 (100)	—
I Hミートパッカー㈱	東京都目黒区	90	同上	100 (100)	—

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有又は 被所有割合 (%)	関係内容
米久おいしい鶏(株)	鳥取県東伯郡 琴浦町	290	食肉事業	100 (100)	—
アイ・ポーク(株)	群馬県前橋市	155	同上	100 (100)	—
(株)マルフジ	東京都港区	100	同上	100 (100)	—
大洋ポーク(株)	広島県尾道市	100	同上	100 (100)	—
農事組合法人広島県東部養豚 組合 (注) 5	広島県世羅郡 世羅町	50	同上	0 [100]	—
アイエイチロジスティクスサ ービス(株)	兵庫県西宮市	90	その他	100	—
伊藤食品商貿(上海)有限公司	中国上海市	(U S \$ 2,450千)	加工食品 事業	100 (100)	—
YONEKYU U. S. A. , INC.	LOS ANGELES CALIFORNIA U. S. A.	(U S \$ 10,000千)	同上	100 (100)	—
ITOHAM AMERICA, INC.	SIOUXCITY IOWA U. S. A.	(U S \$ 17,700千)	食肉事業	100 (100)	役員の兼任あり。
ANZCO FOODS LTD. (注) 3	CHRISTCHURCH NEW ZEALAND	(N Z \$ 59,364千)	同上	100 (100)	役員の兼任あり。 債務保証あり。
CMP RANGITIKEI LTD. (注) 3	CHRISTCHURCH NEW ZEALAND	(N Z \$ 70,000千)	同上	100 (100)	—
ITOHAM BETAGRO FOODS CO. , LTD.	LOPBURI THAILAND	(T H B 172百万)	加工食品 事業	53 (53)	役員の兼任あり。
その他23社	—	—	—	—	—

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有又は被 所有割合 (%)	関係内容
持分法適用関連会社 (株)ジャパンデリカ	香川県高松市	23.5	加工食品 事業	40.43 (40.43)	—
M I Y(株)	東京都 千代田区	100	同上	42.58 (42.58)	—
サンキョー食品(株)	神戸市兵庫区	10	食肉事業	30 (30)	役員の兼任あり。
(株)メイショク	神戸市兵庫区	48	同上	30 (30)	—
坂元ファーム(株)	鹿児島県 鹿屋市	10	同上	45 (45)	—
INDIANA PACKERS CORP.	DELPHI INDIANA U. S. A.	(U S \$ 20,000千)	同上	20 (20)	—
ASIAN BEST CHICKEN CO., LTD.	BANGKOK THAILAND	(T H B 1,833百万)	その他	25	債務保証あり。
その他4社	—	—	—	—	—
その他の関係会社 三菱商事(株) (注)2	東京都 千代田区	204,446	総合商社	被所有 39.23	—

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。  
2. 有価証券報告書を提出しております。  
3. 特定子会社に該当しております。  
4. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合を内数で記載し、[ ]内は、緊密な者の所有割合を外数で記載しております。  
5. 持分はありませんが、実質的に支配しているため子会社としております。  
6. 伊藤ハム(株)及び米久(株)については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

	伊藤ハム(株)	米久(株)
(1) 売上高 (百万円)	547,536	166,449
(2) 経常利益 (百万円)	10,862	4,256
(3) 当期純利益 (百万円)	10,501	3,282
(4) 純資産額 (百万円)	110,672	38,892
(5) 総資産額 (百万円)	198,763	61,759

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2019年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
加工食品事業	4,847 (5,479)
食肉事業	2,511 (3,268)
報告セグメント計	7,358 (8,747)
その他	441 (250)
全社共通ほか	308 (37)
合計	8,107 (9,034)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外からの当社グループへの出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー等）は、当連結会計年度の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社共通ほかとして記載されている従業員数は、当社及び複数セグメントを持つ子会社の管理部門に所属している従業員数であります。

### (2) 提出会社の状況

2019年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (才)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
241 (34)	43.0	15.3	7,550,205

セグメントの名称	従業員数 (人)
全社共通ほか	241 (34)
合計	241 (34)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、全員が子会社から当社への出向者（兼務出向者を含む。）であります。臨時雇用者数（パートタイマー等）は、当事業年度の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均勤続年数の算出にあたっては、子会社の勤続年数を通算しております。
3. 平均年間給与は、出向元である子会社で支給された年間給与、賞与及び時間外勤務手当等を合計したものであります。

### (3) 労働組合の状況

当社グループには国内連結子会社12社の労働組合10団体が組織されております。2019年3月31日現在の組合員数は3,996名であり、労使関係は円満であります。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

#### (1) 会社の経営の基本方針

伊藤ハム米久ホールディングスグループは「中期経営計画2020」において、グループ理念、ビジョンを次の通り定義しました。経営者及び従業員の全員がこれらの理念や行動指針に基づいた活動を推進することによって、企業の社会的責任を果たし、真に信頼されるグループとなるべく経営に取り組んでまいります。

〈グループ理念〉

私たちは事業を通じて、健やかで豊かな社会の実現に貢献します

〈ビジョン〉

フェアスピリットと変革への挑戦を大切に、従業員とともに持続的に成長する食品リーディングカンパニー

〈行動指針〉

- ・安全安心と品質の追求による、価値ある商品とサービスの提供
- ・有言実行の徹底による信頼関係の構築、強化
- ・全員参加の闊達な意思疎通と相互理解による能力開発と育成
- ・コンプライアンスを最優先とした、公明正大で透明性のある行動
- ・地球環境に配慮した事業活動の推進

#### (2) 目標とする経営指標

当社グループは「中期経営計画2020」において、2020年度の連結売上高1兆円、経常利益率3%以上をグループ目標としています。

#### (3) 中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

「中期経営計画2020」は「事業規模拡大」と「効率化・競争力強化」の2つの基本戦略から構成されています。これらの2つの基本戦略を両立し、持続的に成長する食品リーディングカンパニーを目指します。

具体的には以下の課題を設定し、経営を進めてまいります。

- ・調理加工食品を増強し、調理加工食品売上をハム・ソーセージと同水準まで伸長させる
- ・海外生産と海外市場での販売拡大によって、経常利益に占める海外事業の割合を拡大させる
- ・伊藤ハム、米久の両ブランドの価値を高め、ハム・ソーセージのシェアをアップする
- ・国内の生産事業を拡大し、ブランドミートの供給体制を拡充するとともに外部環境変化への対応力を強化する
- ・営業人材の強化や営業所の立地見直しなど直販力を強化し、食肉の実需への到達力を高める
- ・コスト競争力のある生産体制の構築など生産の最適化を図る
- ・すべての外部調達品の効率のかつ、低コストでの調達による原価低減と収益性の向上を図り、仕入業務の効率化・競争力強化を図る
- ・物流取扱量を活かして効率性を徹底し、物流業務の効率化・競争力強化を図る
- ・間接部門の効率的運営、統合など重複する機能の再編を進める

当社グループを取り巻く事業環境は、予断を許さない状況が続いておりますが、「自ら考え、行動する」をスローガンに、「中期経営計画2020」の目標達成に向かって各種施策を着実に実行し業績の向上に努めてまいります。

## 2 【事業等のリスク】

当社グループの業績、株価及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 市況変動

当社グループは食肉及び食肉加工食品を中心に扱っており、販売用食肉、ハム・ソーセージ、調理加工食品等の原材料となる畜産物の日本国内及び海外の相場変動により収益に影響を及ぼす可能性があります。特に、BSE、鳥インフルエンザ、口蹄疫、豚ウイルス性疾病等の獣疫の発生や輸入豚肉、輸入牛肉を対象としたセーフガード発動等により仕入数量の制限や仕入価格の上昇が考えられます。

また、原油、穀物、乳製品等の高騰や労働力不足に起因する労働力単価の上昇により、製品に使用する副原料、包装資材及び電力や物流費等のコストが上昇し、収益に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、食肉を供給する生産飼育事業においては、畜産物相場に加え飼料価格の変動により収益に影響を及ぼす可能性があります。従いまして、これらの事象は当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

これらの価格変動要因に対して、継続した魅力ある商品やサービスの提供、商品の調達先の多様化によるリスクの分散、食肉の適正在庫水準の維持、物流の集約等を行っておりますが、当該事象による影響を完全に回避できる保証はありません。

### (2) 食品の安全性

製品の規格や輸入食品の安全対策等、食品の安全性がますます強く求められる中、当社グループでは、国際的に認められている管理基準をもとに、フードディフェンスの強化をはじめとして品質保証部門による厳しい品質管理体制を整備し、製品の安全性と品質の確保に万全を期しております。

しかしながら、異物混入等の被害によりブランドイメージを損ね、回収費用や訴訟・損害賠償等により収益に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは製造物責任賠償については保険に加入しておりますが、この保険が最終的に負担する賠償額を十分にカバーできるという保証はありません。

また、商品の品質や安全性を確保するためのフードディフェンス、トレーサビリティの強化等は、そのシステム構築に多大な費用が掛かる可能性があり、これらも当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 為替変動

当社グループは、海外から外貨建ての輸入業務を行っており、これらの国の現地通貨に対する為替レートの変動が業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、通貨ヘッジ取引を行い、主要通貨間の為替レートの短期的な変動による影響を最小限に止めるよう努めておりますが、中長期的な通貨変動により、計画された調達、製造、流通及び販売活動を確実に実行できない場合があります。

また、外貨建てで作成されている海外連結子会社の財務諸表を円貨に換算する際の換算差額によって、連結財務諸表の純資産が為替換算調整勘定を通じて変動する事象があり、これら為替レートの変動は当社グループの財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 金利変動

当社グループは必要資金の一部を有利子負債で調達しております。有利子負債の一部は金利スワップ取引を行い、金利変動による悪影響を最小限に止める努力をしておりますが、将来的な金利上昇局面においては資金調達における利息負担の増加により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) 国際的活動及び海外進出

当社グループの生産・調達及び販売活動の一部は、欧州、アジア、オセアニア、米国等の日本国外で行われております。これらの海外市場での活動やさらなる事業進出には以下に掲げるようないくつかの事象が内在しております。

- ① 予期しない法律または規制の変更
- ② 不利な政治または経済要因
- ③ 人材の採用と確保の難しさ
- ④ 異常気象や地震等の自然災害の発生
- ⑤ テロ、戦争、伝染病等の要因による社会的混乱
- ⑥ 予測の範囲を越えた市場・為替レートの変動

上記のような事象が当社グループの予測を超えて顕在化した場合、生産設備の管理やその他の事業の遂行に問題が生じることが考えられます。従いまして、これらの事象は当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (6) 公的規制

当社グループは、事業展開する各国において、事業・投資の許可、国家安全保障またはその他の理由による輸出制限、関税や獣疫等による輸出入規制等、様々な政府規制の適用を受けております。

また、通商、独占禁止、食品衛生、食品表示、下請、特許、消費者、租税、証券取引、為替管制、環境・リサイクル関連の各種法規制の適用もを受けております。

当社グループとしては、関連法規の遵守に万全の体制で臨んでおりますが、将来において新たな法的規制等が設けられる可能性があり、これらの規制等の適用を受けることになった場合、新たな費用が発生する、あるいは事業活動が制限される等、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

#### (7) 知的財産保護の限界

当社グループは、他社製品と差別化できる技術とノウハウを蓄積してまいりましたが、当社グループ独自の技術とノウハウの一部は、特定の地域では法的制限のため知的財産権による完全な保護が不可能、または限定的にしか保護されない状況にあります。そのため、第三者が当社グループの知的財産を使って類似した製品を製造するのを効果的に防止できない可能性があります。

また、他社が類似する、もしくは当社グループより優れている技術を開発する可能性や、当社グループの特許や企業秘密の模倣を防止できない可能性があります。さらに、当社グループの将来の製品または技術は、将来的に他社の知的財産権を侵害しているとされる可能性もあります。

#### (8) 災害等による影響

当社グループでは、危機管理室等を中心として災害等の発生による潜在的なマイナス影響を最小化するために、例えば製造ラインにおける災害防止検査や各種設備点検等に努めておりますが、全ての事業拠点で発生する自然災害、停電または漏水その他の中断事象による影響を完全に防止または軽減できる保証はありません。

大規模な地震災害等、あるいはそれに伴う二次災害により、事業活動の継続が困難と認められた場合、事業活動を停止する措置をとることがあります。また、事業拠点に大きな被害がなくても、従業員の安全確保を最優先として活動を停止させた場合には商品供給に支障をきたす等、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (9) 環境問題

当社グループは環境問題に関して、その関連法令を遵守するとともに、資源・エネルギーを有効に活用し環境に配慮した事業活動を行っております。

しかしながら事業活動に関し、過失の有無に拘わらず環境に関する法的、社会的責任を過去に遡及して負う可能性があります。また将来環境に関する規制や社会的な要求がさらに厳しくなり、その対応による費用負担が増加し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 退職給付債務

当社グループの従業員退職給付費用及び債務は、割引率等数理計算上で設定される前提条件や年金資産の期待収益率に基づいて算出されております。実際の割引率や収益率の変動、年金制度の変更等、前提条件から差異や変化があった場合は、将来期間において認識される費用及び計上される債務が増減し、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 内部統制

当社グループは、内部統制システム基本方針を定め、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を常に評価し、法令遵守及び業務の適正の確保に努めております。しかしながら、そのシステムが有効に機能しなかった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 情報セキュリティ

当社グループは、取引の遂行、顧客との連絡、経営陣への情報提供及び財務に関する報告書の作成等を正確かつ効率的におこなうため、情報システムを利用しており、セキュリティ、バックアップ及び災害復旧に係る対策を講じております。

また、情報の取り扱いについては、「情報セキュリティポリシー」のもと、個人情報や機密情報の安全管理と漏洩防止、情報セキュリティ遵守意識の維持・向上及び情報システムの安全かつ円滑な稼働の堅持、適切なセキュリティ対策を実施しております。

しかしながら、地震その他の自然災害、テロリストによる攻撃、ハードウェア・ソフトウェア・設備・遠隔通信の欠陥・障害、処理エラー、新種のコンピューター・ウイルス感染、ハッキング、悪意をもった不正アクセス、その他セキュリティ上の問題または外部業者の債務不履行に起因する障害または不具合等の予測の範囲を超える事態により、情報の漏洩、消失、情報システムの一定期間の停止等が生じる場合があります。

これらの事由が生じた場合、企業イメージの低下や社会的信用の失墜とともに、告知・補償等により費用の増加や収益の低下等が発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) コンプライアンス

当社グループは、コンプライアンス推進規程を策定し、コンプライアンス統括部等を中心として役員・従業員一人ひとりが、法令や社内規程を遵守するようコンプライアンス管理体制を整備すると共に、役員・従業員に対するコンプライアンス意識の浸透と向上に継続的に取り組んでおります。

しかしながら、コンプライアンス違反が発生する可能性は皆無とは言えず、コンプライアンス上の問題が発生した場合、社会的信用の失墜や風評被害等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。



### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、財政状態の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は以下のとおりであります。

##### ①財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりであります。

###### a. 財政状態

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末に比べて17,187百万円増加し、393,392百万円となりました。これは主に、現金及び預金、受取手形及び売掛金、有形固定資産の増加等と投資有価証券の減少等によるものであります。

負債は、前連結会計年度末に比べて12,974百万円増加し、169,317百万円となりました。これは主に、短期借入金増加等によるものであります。

純資産は、前連結会計年度末に比べて4,213百万円増加し、224,074百万円となりました。これは主に、利益剰余金の増加等によるものであります。

###### b. 経営成績

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善等を背景に緩やかな景気回復基調で推移しましたが、海外では米中貿易摩擦の長期化が世界経済に及ぼす影響が懸念されるなど、先行きについては不透明な状況が継続しております。

当業界におきましては、原材料を含めた生産コストの上昇及び物流コストの高止まりが続く中、食料品等の日常生活品に対する消費者の低価格志向は依然根強く、厳しい事業環境が続いております。

このような状況の中、当連結会計年度の当社グループの経営成績につきましては、売上高は、前期に比べて18,856百万円増加して850,721百万円（前期比2.3%増）となりました。営業利益は、前期に比べて7,067百万円減少し、14,494百万円（前期比32.8%減）となりました。また、経常利益は、前期に比べて8,744百万円減少し、15,679百万円（前期比35.8%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に比べて5,196百万円減少し、10,588百万円（前期比32.9%減）となりました。

報告セグメント別の業績の概況は、次のとおりであります。

##### <加工食品事業>

ハム・ソーセージについては、消費者キャンペーン等の実施により、「The GRAND アルトバイエルン」「朝のフレッシュシリーズ」「ポークピッツ」「原形ベーコンシリーズ」等の主力商品は総じて堅調に推移しましたが、業務用商品の伸び悩み等もあり、売上高は減少しました。

調理加工食品については、消費者の簡便志向・健康志向に対応した商品提案を強化し、テレビコマーシャルを投入した「ラ・ピッツァシリーズ」などのピザ・スナック類や「サラダチキン」などのチキン商品に加え、「レンジでごちそうシリーズ」などの簡便調理をアピールした商品が好調に推移しました。また、ハンバーグ・ミートボール類やトンカツなどのフライ商品等の拡販に努め、販売数量を伸ばした結果、売上高は増加しました。

ギフトについては、市場全体が縮小する中、「伝承」をはじめローストビーフや調理品ギフト等の拡販に努めた結果、歳暮商戦においては販売数量、売上高ともにほぼ前年並みとなりました。

以上の結果、当連結会計年度の加工食品事業の売上高は、前期に比べて4,436百万円増加し、291,939百万円（前期比1.5%増）、営業利益は、生産及び物流コストの上昇分を販売価格に転嫁しきれなかったことから、前期に比べて2,849百万円減少し、7,914百万円（前期比26.5%減）となりました。

### <食肉事業>

国内事業については、新規取引先の獲得や国内生産者との連携強化とともに、オリジナルブランド等の付加価値の高い商品の拡販に努めて売上高は増加しました。牛肉は、国産牛肉の相場高に加え、輸入牛肉も含めた調達コストの上昇の影響を受けましたが、販売数量が伸びたことから売上高は増加しました。豚肉は、オリジナルブランドの「アルティシモ・リバサム」「麦の誉」「菜の花そだち三元豚」が伸長しましたが、国産豚肉の相場下落の影響を受けて、売上高は減少しました。鶏肉は、「大地のハーブ鶏」の積極展開等に努めましたが、国産・輸入ともに前年の相場高の反動を受けた販売単価下落等の影響により、売上高は減少しました。

海外事業については、アンズコフーズ社は、売上高は増加したものの、調達コストの上昇等の影響を受けて、収益面では苦しい状況となりました。

以上の結果、当連結会計年度の食肉事業の売上高は、前期に比べて14,469百万円増加し、554,576百万円（前期比2.7%増）、営業利益は、海外事業の収益環境の悪化等の影響により、前期に比べて4,068百万円減少し、7,364百万円（前期比35.6%減）となりました。

### ②キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末の現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べて5,358百万円増加（前期は23,501百万円減少）し、34,643百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

#### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により資金は15,114百万円増加（前期は5,521百万円増加）しました。主な増加要因は、税金等調整前当期純利益、減価償却費によるものであり、主な減少要因は、売上債権の増加、法人税等の支払によるものであります。

#### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により資金は19,879百万円減少（前期は8,183百万円減少）しました。主な減少要因は、設備更新等の有形固定資産の取得による支出であります。

#### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により資金は10,084百万円増加（前期は20,004百万円減少）しました。主な増加要因は、短期借入金の増加、長期借入金の増加による収入であり、主な減少要因は、配当金の支払による支出であります。

### ③生産、受注及び販売の実績

#### a. 生産実績

当連結会計年度の実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	前年同期比(%)
加工食品事業（百万円）	167,382	104.8
食肉事業（百万円）	154,976	99.2
報告セグメント計（百万円）	322,358	102.0
その他（百万円）	—	—
合計（百万円）	322,358	102.0

(注) 1. 当社グループ製品の製造原価によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### b. 受注実績

当社グループは見込み生産を行っているため、該当事項はありません。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	前年同期比(%)
加工食品事業(百万円)	291,939	101.5
食肉事業(百万円)	554,576	102.7
報告セグメント計(百万円)	846,515	102.3
その他(百万円)	4,206	98.8
合計(百万円)	850,721	102.3

(注) 1. セグメント間の取引については、相殺消去しております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

①重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、必要と思われる見積りは合理的な基準に基づいて実施しております。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。

②当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループは「私たちは事業を通じて、健やかで豊かな社会の実現に貢献します」をグループ理念に、「フェアスピリットと変革への挑戦を大切に、従業員とともに持続的に成長する食品リーディングカンパニー」をビジョンとして掲げ、チャレンジ精神を持って「中期経営計画2020」に掲げた施策等に取り組んでおります。また、本計画の最終年度の2021年3月期には、売上高1兆円、経常利益率3%以上の業績目標を達成すべく、グループ一丸となって取り組んでおります。

a. 経営成績

(売上高)

ハム・ソーセージについては、消費者キャンペーン等の実施により主力商品は総じて堅調に推移したものの、業務用商品の伸び悩み等もあり減収となりました。調理加工食品については、消費者の簡便志向・健康志向に対応した商品提案の強化や、チキン商品、ハンバーグ・ミートボール類、フライ商品等の拡販に努め、販売数量を伸ばした結果増収となりました。食肉については、国内では牛肉が相場高に加えて販売数量も伸ばしたことから増収となりましたが、豚肉・鶏肉は相場下落等の影響により減収となりました。海外ではアンズコフーズ社が増収となり、食肉全体では増収となりました。以上の結果、当連結会計年度の売上高は、850,721百万円と前期に比べて18,856百万円(2.3%)の増収となりました。

(営業利益)

加工食品事業において生産及び物流コストの上昇分を販売価格に転嫁しきれなかったことや、食肉事業においてアンズコフーズ社が調達コスト上昇の影響を受けた結果、当連結会計年度の営業利益は、14,494百万円と前期に比べて7,067百万円(32.8%)の減益となりました。

(経常利益)

持分法による投資損益が減少したこと等により、当連結会計年度の経常利益は、15,679百万円と前期に比べて8,744百万円(35.8%)の減益となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、10,588百万円と前期に比べて5,196百万円(32.9%)の減益となりました。

(今後の見通し)

わが国経済は、堅調な企業収益や雇用・所得環境の緩やかな改善が続くことが見込まれる一方で、世界経済の不透明な状況に左右される懸念が広がっています。

当業界におきましても、人手不足による人件費・物流費の上昇や10月に予定されている消費増税の影響により、消費者の節約志向は一層強まることが想定される等、厳しい経営環境が続くと予想されます。

このような環境を踏まえ当社グループは、伊藤ハム、米久両ブランドの主力商品の拡販に努めるとともに、高品質・高付加価値商品の開発と値頃感のある商品の投入により消費の二極化への対応を図ってまいります。

b. 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

c. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

海外子会社及び一部の国内子会社を除く当社グループではキャッシュ・マネジメント・システムを導入し、グループ資金の有効活用を実現しております。

2019年度における運転資金及び設備投資資金の調達は自己資金及び借入金による調達を予定しております。

また、キャッシュ・フローの指標は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度	当連結会計年度
自己資本比率 (%) (注) 1	58.1	56.6
時価ベースの自己資本比率 (%) (注) 2	72.7	51.7
キャッシュ・フロー対有利子負債比率 (年) (注) 3	8.7	4.1
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍) (注) 4	6.2	19.2

(注) 1. 自己資本比率：自己資本／総資産

2. 時価ベースの自己資本比率：株式時価総額／総資産

3. キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債／キャッシュ・フロー

4. インタレスト・カバレッジ・レシオ：キャッシュ・フロー／利払い

\*各指標は、いずれも連結ベースの財務数値により算出しております。

\*株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式数(自己株式控除後)により算出しております。

\*キャッシュ・フローは連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。

\*有利子負債は、連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。

\*利払いは、連結キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を使用しております。

#### 4 【経営上の重要な契約等】

当社は2016年4月1日付で、共に連結子会社である伊藤ハム株式会社及び米久株式会社との間で同社に対する経営管理業務に関し、それぞれ「経営管理業務委託契約」を締結しております。

#### 5 【研究開発活動】

当連結会計年度期首より、保有する技術、商品開発ノウハウをグループ全体で活用していくため、当社にR&D領域を管掌する担当役員を設置し、さらにスピード感をもって課題解決に取り組むべく、その傘下にグループR&D責任者を配置しました。

また、従来伊藤ハム株式会社において基礎研究を行っていた中央研究所と米久株式会社の研究機能を、グループR&D責任者の直轄組織として当社に移管し統合しております。

以上の組織再編を実施した上で、当社グループの研究開発につきましては、基礎研究を当社の中央研究所が中心に行い、全社的な商品開発は伊藤ハム株式会社の商品開発部門及び米久株式会社の商品開発部が中心となり、マーケティング部門と連携をとりながら新商品の企画立案、商品化を推進しております。

研究活動の分野では、中央研究所において、「品質保持技術の高度化」「おいしさ・品質向上の追求」「新ニーズをとらえた基礎技術の開発」の視点からの研究テーマへの取り組みを進めております。これらの研究成果や蓄積された分析技術、品質評価技術は、グループ全体の商品開発、品質管理活動に活かされております。また、新商品の開発や既存商品の改良に繋がる試験や分析・解析への対応を通して、グループ各事業部門の課題解決をサポートしております。

商品開発の分野では、グループR&D責任者のもと各社の商品開発部門において、「私たちは事業を通じて、健やかで豊かな社会の実現に貢献します」のグループ理念を実践すべく、お客様・お得意先様への価値ある商品提供を目指して新商品の開発やリニューアルに積極的に取り組んでおります。

なお、当連結会計年度の研究開発費の総額は、1,822百万円であります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社グループは、当連結会計年度において20,560百万円の設備投資を実施いたしました。

加工食品事業では、新工場の建設、既存生産工場等の合理化、省力化及び設備の更新等で13,026百万円の設備投資を実施いたしました。

食肉事業では、新工場の建設等で6,770百万円の設備投資を実施いたしました。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

重要な設備はありません。

##### (2) 国内子会社

2019年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物 及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び 運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース 資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
伊藤ハム㈱	東京工場 (千葉県柏市)	加工食品 事業	加工品 製造設備	1,243	3,125	359 (55,783)	15	39	4,783	268 [286]
伊藤ハム㈱	取手工場 (茨城県 取手市)	加工食品 事業	加工品 製造設備	3,013	4,112	2,697 (70,433)	30	99	9,954	59 [206]
伊藤ハム㈱	豊橋工場 (愛知県 豊橋市)	加工食品 事業	加工品 製造設備	674	1,665	41 (47,600)	54	19	2,454	175 [256]
伊藤ハム㈱ (注)2	西宮工場 (兵庫県 西宮市)	加工食品 事業	加工品 製造設備	632	1,362	80 (41,581)	51	24	2,152	297 [376]
伊藤ハム㈱	六甲工場 (神戸市 東灘区)	加工食品 事業	加工品 製造設備	365	463	1,982 (19,988)	27	8	2,847	93 [36]
米久㈱	夢工場 (静岡県 沼津市)	加工食品 事業	加工品 製造設備	363	517	242 (2,700)	—	53	1,176	68 [131]
米久㈱	富士工場 (静岡県 駿東郡 長泉町)	加工食品 事業	加工品 製造設備	517	370	334 (10,493)	—	48	1,271	55 [59]
米久㈱	本社研究開発棟 (静岡県 沼津市)	全社共通	研究開発 設備他	638	74	212 (2,371)	—	359	1,285	299 [25]
伊藤ハムデイリー㈱ (注)3	東北工場 (宮城県 栗原市)	加工食品 事業	加工品 製造設備	1,014	1,301	196 (323,898)	73	35	2,621	277 [241]
伊藤ハムウエスト㈱ (注)3	九州工場 (佐賀県 三養基郡 基山町)	加工食品 事業	加工品 製造設備	533	1,117	88 (36,359)	25	87	1,852	225 [199]
伊藤ハム販売㈱ (注)3	横浜営業所 他33営業所	加工食品 事業	販売設備	303	10	1,216 (6,183)	5	11	1,547	286 [45]
サンキョーミート㈱	有明工場 (鹿児島県 志布志市)	食肉事業	食肉処理 加工設備	2,507	2,051	91 (51,693)	80	37	4,769	211 [62]
米久かがやき㈱	本社工場他 (埼玉県 春日部市)	加工食品 事業	加工品 製造設備	1,326	2,585	3,130 (68,844)	—	278	7,320	243 [405]
米久デリカフーズ㈱	本社工場他 (静岡県 沼津市)	加工食品 事業	加工品 製造設備	1,325	821	788 (19,229)	—	65	3,001	205 [326]
米久おいしい鶏㈱	本社 (鳥取県 東伯郡 琴浦町)	食肉事業	養鶏・ 食肉加工 設備	3,036	840	1,174 (432,663)	—	242	5,293	240 [150]

## (3) 在外子会社

2019年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物 及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び 運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース 資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
ANZCO FOODS LTD. (注) 4	CHRISTCHURCH NEW ZEALAND他	食肉事業	食肉加工 設備等	9,642	6,250	4,800 (16,210千)	—	1,166	21,861	515 [2,483]

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、生物資産並びに無形固定資産であり、建設仮勘定を含んでおります。なお、金額には消費税等を含めておりません。

2. 国内子会社の伊藤ハム(株)西宮工場には、本社事務所の土地を含めております。

3. 国内子会社の伊藤ハムデリー(株)の建物及び構築物並びに土地、伊藤ハムウエスト(株)及び伊藤ハム販売(株)の建物及び構築物、機械装置及び運搬具並びに土地は、同じく国内子会社の伊藤ハム(株)より賃借している物件を含んでおります。

4. 在外子会社のANZCO FOODS LTD. は、同社子会社を含んでおります。

5. 従業員数の[ ]は、臨時従業員数を外書してしております。

## 3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。設備計画は原則的に連結会社各社が個別に策定しておりますが、計画策定に当たってはグループ経営会議において提出会社を中心に調整を図っております。

なお、当連結会計年度末現在における主な設備の新設、改修等の計画は次のとおりであります。また、経常的な設備の更新のための除却を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

## (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

## (2) 重要な設備の改修等

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
伊藤ハムデリー(株) 東北工場	宮城県 栗原市	加工食品事業	生産設備の更新 及び改修工事他	956	0	自己資金 及び 借入金	2019年 3月	2020年 3月
米久かがやき(株) 輝工場他	埼玉県 春日部市 他	〃	〃	1,765	216	〃	2019年 3月	2020年 3月
伊藤ハム(株) 東京工場	千葉県 柏市	〃	〃	584	6	〃	2019年 3月	2020年 3月
米久デリカフーズ(株) 本社工場他	静岡県 沼津市 他	〃	〃	874	24	〃	2019年 3月	2020年 3月
米久おいしい鶏(株) 本社他	鳥取県 東伯郡 琴浦町	食肉事業	農場設備等の更新 及び改修工事他	788	70	〃	2019年 3月	2020年 3月
サンキョーミート(株) 有明ミート工場他	鹿児島県 志布志市 他	〃	食肉加工設備等の 更新及び改修工事 他	506	91	〃	2019年 3月	2020年 3月
ANZCO FOODS LTD. (注) 1	CHRISTCHURCH NEW ZEALAND 他	〃	〃	2,022	1,167	〃	2018年 12月	2019年 12月

(注) 1. ANZCO FOODS LTD. は、同社子会社を含んでおります。

2. 上記の金額に消費税等は含めておりません。

#### 第4【提出会社の状況】

##### 1【株式等の状況】

###### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種 類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

###### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2019年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2019年6月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	297,355,059	297,355,059	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	297,355,059	297,355,059	—	—

(注)「提出日現在発行数」欄には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。



(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

伊藤ハム㈱が発行した第1回から第8回の新株予約権は、2016年4月1日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付いたしました。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

I 伊藤ハム米久ホールディングス㈱第1回新株予約権

決議年月日	2008年7月11日 (注) 1
付与対象者の区分及び人数(名)	伊藤ハム㈱ 取締役 9名 (注) 2 同 執行役員 12名
新株予約権の数(個) ※	4 (注) 3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 4,000 (注) 4
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2016年4月1日～2038年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 566 (注) 5 資本組入額 283
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 7

※ 当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 伊藤ハム㈱における取締役会決議日であります。
2. 伊藤ハム㈱における取締役会決議当時の付与対象者の区分及び人数であります。
3. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株とする。
4. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率  
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権者は、当社、子会社(伊藤ハム㈱及び米久㈱)の取締役のいずれの地位をも喪失した日、または当社、子会社(伊藤ハム㈱及び米久㈱)の執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日、または執行役員が取締役に就任した日の翌日から10日以内に、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、執行役員が在籍している会社に籍を残したまま出向し、出向先の当社、子会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合を除く。
- ②上記①に係らず、新株予約権者が2037年7月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2037年8月1日から2038年7月31日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の契約に定めるところによる。
- ④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦新株予約権の行使の条件

上記6. に準じて決定する。

⑧再編対象会社による新株予約権の取得事由

下記8. に準じて決定する。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

①当社は、新株予約権者が上記6. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

②新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

## II 伊藤ハム米久ホールディングス㈱第2回新株予約権

決議年月日	2009年7月17日 (注)1
付与対象者の区分及び人数(名)	伊藤ハム㈱ 取締役 9名 (注)2 同 執行役員 11名
新株予約権の数(個) ※	4 (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 4,000 (注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2016年4月1日～2039年8月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 299 (注)5 資本組入額 150
新株予約権の行使の条件 ※	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)7

※ 当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1. 伊藤ハム㈱における取締役会決議日であります。
2. 伊藤ハム㈱における取締役会決議当時の付与対象者の区分及び人数であります。
3. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株とする。
4. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率  
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権者は、当社、子会社(伊藤ハム㈱及び米久㈱)の取締役のいずれの地位をも喪失した日、または当社、子会社(伊藤ハム㈱及び米久㈱)の執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日、または執行役員が取締役に就任した日の翌日から10日以内に、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、執行役員が在籍している会社に籍を残したまま出向し、出向先の当社、子会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合を除く。
- ②上記①に係らず、新株予約権者が2038年8月3日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2038年8月4日から2039年8月3日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の契約に定めるところによる。
- ④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦新株予約権の行使の条件

上記6. に準じて決定する。

⑧再編対象会社による新株予約権の取得事由

下記8. に準じて決定する。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

①当社は、新株予約権者が上記6. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

②新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

### Ⅲ 伊藤ハム米久ホールディングス(株)第3回新株予約権

決議年月日	2010年7月16日 (注)1
付与対象者の区分及び人数(名)	伊藤ハム(株) 取締役 9名 (注)2 同 執行役員 8名
新株予約権の数(個) ※	8 (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 8,000 (注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2016年4月1日～2040年8月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 304 (注)5 資本組入額 152
新株予約権の行使の条件 ※	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)7

※ 当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1. 伊藤ハム(株)における取締役会決議日であります。
2. 伊藤ハム(株)における取締役会決議当時の付与対象者の区分及び人数であります。
3. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株とする。
4. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率  
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権者は、当社、子会社(伊藤ハム(株)及び米久(株))の取締役のいずれの地位をも喪失した日、または当社、子会社(伊藤ハム(株)及び米久(株))の執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日、または執行役員が取締役に就任した日の翌日から10日以内に、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、執行役員が在籍している会社に籍を残したまま出向し、出向先の当社、子会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合を除く。
- ②上記①に係らず、新株予約権者が2039年8月2日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2039年8月3日から2040年8月2日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の契約に定めるところによる。
- ④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦新株予約権の行使の条件

上記6. に準じて決定する。

⑧再編対象会社による新株予約権の取得事由

下記8. に準じて決定する。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

①当社は、新株予約権者が上記6. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

②新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

IV 伊藤ハム米久ホールディングス(株)第4回新株予約権

決議年月日	2011年7月15日 (注)1
付与対象者の区分及び人数(名)	伊藤ハム(株) 取締役 6名 (注)2 同 執行役員 6名
新株予約権の数(個) ※	8 (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 8,000 (注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2016年4月1日～2041年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 297 (注)5 資本組入額 149
新株予約権の行使の条件 ※	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)7

※ 当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1. 伊藤ハム(株)における取締役会決議日であります。
2. 伊藤ハム(株)における取締役会決議当時の付与対象者の区分及び人数であります。
3. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株とする。
4. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率  
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権者は、当社、子会社(伊藤ハム(株)及び米久(株))の取締役のいずれの地位をも喪失した日、または当社、子会社(伊藤ハム(株)及び米久(株))の執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日、または執行役員が取締役に就任した日の翌日から10日以内に、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、執行役員が在籍している会社に籍を残したまま出向し、出向先の当社、子会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合を除く。
- ②上記①に係らず、新株予約権者が2040年8月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2040年8月2日から2041年8月1日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の契約に定めるところによる。
- ④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦ 新株予約権の行使の条件

上記6. に準じて決定する。

⑧ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

下記8. に準じて決定する。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

① 当社は、新株予約権者が上記6. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

② 新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。



V 伊藤ハム米久ホールディングス㈱第5回新株予約権

決議年月日	2012年7月20日 (注)1
付与対象者の区分及び人数(名)	伊藤ハム㈱ 取締役 6名 (注)2 同 執行役員 6名
新株予約権の数(個) ※	8 (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 8,000 (注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2016年4月1日～2042年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 307 (注)5 資本組入額 154
新株予約権の行使の条件 ※	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)7

※ 当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1. 伊藤ハム㈱における取締役会決議日であります。
2. 伊藤ハム㈱における取締役会決議当時の付与対象者の区分及び人数であります。
3. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株とする。
4. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率  
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権者は、当社、子会社(伊藤ハム㈱及び米久㈱)の取締役のいずれの地位をも喪失した日、または当社、子会社(伊藤ハム㈱及び米久㈱)の執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日、または執行役員が取締役に就任した日の翌日から10日以内に、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、執行役員が在籍している会社に籍を残したまま出向し、出向先の当社、子会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合を除く。
- ②上記①に係らず、新株予約権者が2041年8月6日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2041年8月7日から2042年8月6日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の契約に定めるところによる。
- ④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦ 新株予約権の行使の条件

上記6. に準じて決定する。

⑧ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

下記8. に準じて決定する。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

① 当社は、新株予約権者が上記6. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

② 新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

VI 伊藤ハム米久ホールディングス(株)第6回新株予約権

決議年月日	2013年7月22日 (注)1
付与対象者の区分及び人数(名)	伊藤ハム(株) 取締役 7名 (注)2 同 執行役員 5名
新株予約権の数(個) ※	8 (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 8,000 (注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2016年4月1日～2043年8月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 396 (注)5 資本組入額 198
新株予約権の行使の条件 ※	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)7

※ 当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1. 伊藤ハム(株)における取締役会決議日であります。
2. 伊藤ハム(株)における取締役会決議当時の付与対象者の区分及び人数であります。
3. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株とする。
4. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率  
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権者は、当社、子会社(伊藤ハム(株)及び米久(株))の取締役のいずれの地位をも喪失した日、または当社、子会社(伊藤ハム(株)及び米久(株))の執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日、または執行役員が取締役に就任した日の翌日から10日以内に、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、執行役員が在籍している会社に籍を残したまま出向し、出向先の当社、子会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合を除く。
- ②上記①に係らず、新株予約権者が2042年8月7日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2042年8月8日から2043年8月7日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の契約に定めるところによる。
- ④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦新株予約権の行使の条件

上記6. に準じて決定する。

⑧再編対象会社による新株予約権の取得事由

下記8. に準じて決定する。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

①当社は、新株予約権者が上記6. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

②新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

Ⅶ 伊藤ハム米久ホールディングス㈱第7回新株予約権

決議年月日	2014年7月18日 (注)1
付与対象者の区分及び人数(名)	伊藤ハム㈱ 取締役 6名 (注)2 同 執行役員 3名
新株予約権の数(個) ※	8 (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 8,000 (注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2016年4月1日～2044年8月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 415 (注)5 資本組入額 208
新株予約権の行使の条件 ※	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)7

※ 当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1. 伊藤ハム㈱における取締役会決議日であります。
2. 伊藤ハム㈱における取締役会決議当時の付与対象者の区分及び人数であります。
3. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株とする。
4. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率  
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権者は、当社、子会社(伊藤ハム㈱及び米久㈱)の取締役のいずれの地位をも喪失した日、または当社、子会社(伊藤ハム㈱及び米久㈱)の執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日、または執行役員が取締役に就任した日の翌日から10日以内に、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、執行役員が在籍している会社に籍を残したまま出向し、出向先の当社、子会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合を除く。
- ②上記①に係らず、新株予約権者が2043年8月4日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2043年8月5日から2044年8月4日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の契約に定めるところによる。
- ④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦新株予約権の行使の条件

上記6. に準じて決定する。

⑧再編対象会社による新株予約権の取得事由

下記8. に準じて決定する。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

①当社は、新株予約権者が上記6. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

②新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

Ⅷ 伊藤ハム米久ホールディングス㈱第8回新株予約権

決議年月日	2015年7月17日 (注) 1
付与対象者の区分及び人数(名)	伊藤ハム㈱ 取締役 5名 (注) 2 同 執行役員 7名
新株予約権の数(個) ※	11 (注) 3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 11,000 (注) 4
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2016年4月1日～2045年8月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 654 (注) 5 資本組入額 327
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 7

※ 当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 伊藤ハム㈱における取締役会決議日であります。
2. 伊藤ハム㈱における取締役会決議当時の付与対象者の区分及び人数であります。
3. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株とする。
4. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率  
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権者は、当社、子会社(伊藤ハム㈱及び米久㈱)の取締役のいずれの地位をも喪失した日、または当社、子会社(伊藤ハム㈱及び米久㈱)の執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日、または執行役員が取締役に就任した日の翌日から10日以内に、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、執行役員が在籍している会社に籍を残したまま出向し、出向先の当社、子会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合を除く。
- ②上記①に係らず、新株予約権者が2044年8月3日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2044年8月4日から2045年8月3日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の契約に定めるところによる。
- ④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦ 新株予約権の行使の条件

上記6. に準じて決定する。

⑧ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

下記8. に準じて決定する。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

① 当社は、新株予約権者が上記6. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

② 新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。



## IX 伊藤ハム米久ホールディングス(株)第9回新株予約権

決議年月日	2016年7月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2名 当社子会社の取締役及び執行役員 26名
新株予約権の数(個) ※	480 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 48,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2016年8月9日～2046年8月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 912 (注)3 資本組入額 456
新株予約権の行使の条件 ※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)5

※ 当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。
2. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率  
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権者は、当社、子会社(伊藤ハム(株)及び米久(株))の取締役のいずれの地位をも喪失した日、または当社、子会社(伊藤ハム(株)及び米久(株))の執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日、または執行役員が取締役に就任した日の翌日から10日以内に、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、執行役員が在籍している会社に籍を残したまま出向し、出向先の当社、子会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合を除く。
- ②上記①に係らず、新株予約権者が2045年8月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2045年8月9日から2046年8月8日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の契約に定めるところによる。
- ④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦新株予約権の行使の条件

上記4. に準じて決定する。

⑧再編対象会社による新株予約権の取得事由

下記6. に準じて決定する。

6. 新株予約権の取得事由及び条件

①当社は、新株予約権者が上記4. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

②新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

X 伊藤ハム米久ホールディングス(株)第10回新株予約権

決議年月日	2017年7月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2名 当社子会社の取締役及び執行役員 26名
新株予約権の数(個) ※	760 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 76,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2017年8月8日～2047年8月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 947 (注)3 資本組入額 474
新株予約権の行使の条件 ※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)5

※ 当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。
2. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率  
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権者は、当社、子会社(伊藤ハム(株)及び米久(株))の取締役のいずれの地位をも喪失した日、または当社、子会社(伊藤ハム(株)及び米久(株))の執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日、または執行役員が取締役に就任した日の翌日から10日以内に、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、執行役員が在籍している会社に籍を残したまま出向し、出向先の当社、子会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合を除く。
- ②上記①に係らず、新株予約権者が2046年8月7日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2046年8月8日から2047年8月7日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の契約に定めるところによる。
- ④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦新株予約権の行使の条件

上記4. に準じて決定する。

⑧再編対象会社による新株予約権の取得事由

下記6. に準じて決定する。

6. 新株予約権の取得事由及び条件

①当社は、新株予約権者が上記4. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

②新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2016年4月1日 (注1)	297,347,059	297,347,059	30,000	30,000	7,500	7,500
2017年4月1日～ 2018年3月31日 (注2)	8,000	297,355,059	3	30,003	3	7,503

(注) 1. 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は、2016年4月1日付で伊藤ハム㈱と米久㈱の共同株式移転の方法により当社が設立されたことによるものであります。

2. 新株予約権の権利行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2019年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	36	26	279	195	26	43,834	44,396	—
所有株式数 (単元)	—	543,539	16,526	1,533,574	233,649	3,071	640,944	2,971,303	224,759
所有株式数の 割合(%)	—	18.29	0.56	51.61	7.86	0.10	21.57	100.00	—

(注) 1. 自己株式1,966,204株は、「個人その他」に19,662単元、「単元未満株式の状況」に4株含まれております。

2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ4単元及び44株含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目3-1	115,779	39.20
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	16,441	5.57
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社	東京都港区浜松町2丁目11-3	12,776	4.33
公益財団法人伊藤記念財団	東京都目黒区三田1丁目6-21	12,000	4.06
エス企画株式会社	兵庫県西宮市鳴尾浜1丁目22-13	10,339	3.50
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5-5	6,303	2.13
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	6,303	2.13
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1-2	6,303	2.13
公益財団法人伊藤文化財団	兵庫県西宮市高畑町4-27	6,200	2.10
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	2,749	0.93
計	—	195,194	66.08

(注) 1. 上記、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数全ては、信託業務に係るものであります。

2. 上記、公益財団法人伊藤記念財団は、伊藤ハム(株)の故創業者伊藤傳三が、その私財を寄付することにより食肉に関する研究及び調査を行い、畜産業及び食品産業の振興と国民食生活の安定に資することを目的として設立された公益法人であります。

3. 上記、株式会社みずほ銀行の所有株式数のうち退職給付信託に係る株式が1,260千株含まれております。

4. 上記、公益財団法人伊藤文化財団は、伊藤ハム(株)の故創業者伊藤傳三が、その私財を寄付することにより兵庫県民の芸術文化に関する知識及び教養の普及向上に寄与することを目的として設立された公益法人であります。

5. 2018年4月13日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及びその共同保有者である株式会社三菱UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行株式会社及び三菱UFJ国際投信株式会社が2018年4月9日現在で以下のとおり当社の株式を保有している旨が記載されておりますが、このうち三菱UFJ信託銀行株式会社については当社として2019年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	6,303	2.12
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	11,151	3.75
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目12-1	429	0.14
計	—	17,883	6.01

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,966,200	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 295,164,100	2,951,641	—
単元未満株式	普通株式 224,759	—	1 単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	297,355,059	—	—
総株主の議決権	—	2,951,641	—

(注) 1. 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が400株 (議決権4個) 含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式4株及び証券保管振替機構名義の株式44株が含まれております。

## ② 【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
伊藤ハム米久 ホールディングス株式会社	東京都目黒区三田1丁目 6番21号	1,966,200	—	1,966,200	0.66
計	—	1,966,200	—	1,966,200	0.66

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2018年5月9日)での決議状況 (取得期間2018年5月10日～2019年3月31日)	1,000,000	1,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	400,000	295,466,800
残存決議株式の総数及び価額の総額	600,000	704,533,200
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	60.0	70.5
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	60.0	70.5

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2019年5月10日)での決議状況 (取得期間2019年5月13日～2020年3月31日)	1,000,000	1,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0

(注) 当期間における取得自己株式には、2019年6月1日から有価証券報告書提出日までに取得した株式数は含まれておりません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,327	1,098,433
当期間における取得自己株式	212	145,981

(注) 当期間における取得自己株式には、2019年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(新株予約権の権利行使)	136,100	135,035,424	—	—
その他(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)	137,417	136,340,384	—	—
保有自己株式数	1,966,204	—	1,966,416	—

(注) 1. 当期間の株式数ならびに処分価額の総額には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までに新株予約権の権利行使により処分されたものは含まれておりません。



2. 当期間における保有自己株式数には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの取締役会決議による取得及び単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。また、新株予約権の権利行使により処分された株式は除かれておりません。

### 3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と位置付けており、配当につきましては、連結業績、財務状況並びに将来の事業展開を勘案し、安定的な配当の継続を基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり17円の配当を実施しました。当社は、中間配当ができる旨を定款で定めておりますが、現在年間を通しての配当とさせていただいております。また、会社法第459条第1項の規定に基づき取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款で定めております。

内部留保資金につきましては、長期的展望に立ち持続的な成長を実現するために有効投資し、企業価値の向上に努めてまいります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2019年5月21日 取締役会決議	5,021	17

## 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

#### ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社におけるコーポレート・ガバナンスとは、「グループ理念」「ビジョン」「行動指針」に基づき、企業として社会的責任（CSR）を十分に果たすために、また、すべてのステークホルダーから信頼を得るために、当社グループ全体に監督・監視など内部統制機能を充実させた経営組織体制を整備し、的確な経営の意思決定とスピーディな業務執行を行うことをいいます。

#### ② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社を採用し、社外取締役及び社外監査役を選任しております。社外取締役は、各専門分野の経験・見識等を活用し、一般株主と利益相反が生じない独立した立場からの経営判断を受けることで、取締役会の監督機能強化を図っております。社外監査役は、監査体制の独立性を高め、客観的な立場から監査意見を表明することで、当社の企業統治の有効性に大きく寄与しているものと考えております。

##### a. 取締役会

当社の取締役は9名で、内2名が社外取締役であります。取締役会は月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を適時に開催しております。取締役会では経営上の重要な事項に関する意思決定や方針決定及び業務執行状況の監督を行っております。

2018年度の開催回数は13回、取締役の出席率は99%、監査役の出席率は100%でした。

##### b. 指名諮問委員会

取締役、監査役、執行役員候補者決定プロセスの透明性及び客観性を確保するため、指名諮問委員会を設置しております。指名諮問委員会は、3名の委員（うち独立社外取締役2名）で構成され、取締役会の諮問機関として、以下の事項について審議し、取締役会に助言・提言を行っております。

- (1) 当社、伊藤ハム株式会社、米久株式会社（以下、本項目において当社グループという。）の取締役、監査役、執行役員の選任及び解任に関する事項
- (2) 当社グループの取締役、監査役、執行役員の選任及び解任に関する基本方針、規則及び手続等の制定、変更、廃止に関する事項
- (3) その他、取締役候補者、監査役候補者の選任及び取締役、監査役の解任に関して指名諮問委員会が必要と認めた事項

なお、2018年度の開催回数は2回、委員の出席率は100%でした。

##### c. 報酬諮問委員会

取締役及び執行役員の報酬決定プロセスの透明性及び客観性を確保するため、報酬諮問委員会を設置しております。報酬諮問委員会は、3名の委員（うち独立社外取締役2名）で構成され、取締役会の諮問機関として、以下の事項について審議し、取締役会に助言・提言を行っております。

- (1) 当社、伊藤ハム株式会社、米久株式会社（以下、本項目において当社グループという。）の取締役及び執行役員の報酬制度（基本報酬、業績報酬、譲渡制限付株式等）に関する事項
- (2) 当社グループの取締役及び執行役員の業績連動（経営指標、目標値、変動幅等）に関する事項
- (3) 当社グループの取締役及び執行役員の報酬水準（競合他社との比較）に関する事項

##### d. ガバナンス委員会

取締役会の実効性を高めることによりコーポレート・ガバナンス体制とその運用を強化することに資するためガバナンス委員会を設置しております。

ガバナンス委員会は、3名の委員（うち独立社外取締役2名）で構成され、取締役会の諮問機関として、取締役会の実効性評価について審議し、取締役会に対して助言・提言を行っております。

##### e. グループ経営会議

グループ経営会議は社外取締役を除く取締役、常勤監査役、経営企画部長その他グループ経営会議の議長が指名する者から構成されております。グループ経営会議は月2回の定例のほか、必要に応じて適時に開催しております。グループ経営会議では経営戦略及び重要事案に関する報告・審議・検討を行っております。

##### f. 監査役及び監査役会

当社の監査役は4名で、内3名が社外監査役で1名が常勤の監査役であります。監査役は取締役会や社内

の重要会議に出席するほか、取締役及び使用人から業務執行について直接聴取を実施するなど、十分な監査を行っております。また、会計監査人からも監査計画及び結果について、適宜報告を受け、意見交換をするなど緊密な連携のもと監査を進めております。監査役会は、毎月定期的に開催され、取締役会付議事項等重要事項の検討を行っております。なお、監査役今村昭文氏は弁護士資格を、監査役市東康男氏、監査役市川一郎氏は公認会計士の資格を有しております。

g. 責任限定契約の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約は、同法第425条第1項の最低責任限度額を限度とする責任限定契約であります。

h. コンプライアンス体制

当社は、当社グループの役員をはじめ全従業員のコンプライアンスに対するさらなる意識向上、並びに実践の企業風土を徹底浸透させるとともに、コンプライアンス体制の強化・拡充を図っております。コンプライアンス担当役員を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、当社グループの食品安全、コンプライアンス、リーガルリスクに係る管理状況を定期的に確認し、運用状況を独立的に評価することを通じて、当社グループの内部統制機能を強化しております。同委員会は、必要に応じて、取締役会等に対して改善を求めることができるものとしております。また、グループ会社にコンプライアンスに係る会議体を設け、コンプライアンスに関する課題・問題を共有しながら、取組みの水平展開を図っております。更に、グループ会社従業員を対象とした「通報窓口」を設け、社内通報システムの強化を図っております。

i. 情報開示

当社は、会社法、金融商品取引法その他の適用ある法令並びに東京証券取引所が定める規則の遵守はもとより、内部統制システム、法令遵守等に関する当社の方針を決定し、適時適切に開示いたします。

ステークホルダーにとって重要な情報（上記情報、非財務情報を含む）について、ニュースリリース、ウェブサイトでの掲載及び説明会の開催等のIR・広報活動を実施し、公正、詳細、平易な方法によって、迅速に開示いたします。

j. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社グループの業務の適正を確保するため、以下の体制を整えるものとする。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループにおけるコンプライアンスの基本方針を決定し、これを実行する体制、会議体、規程を構築・整備し、各組織の活動に組み込むことによりコンプライアンスを推進する。具体的な行動基準として企業倫理規範を制定し、教育・研修等を通じて周知徹底を図るものとする。
- (2) 内部通報制度として当社及びグループ会社（当社の子会社をいう。以下同じ。）を対象とした社内相談窓口、社外相談窓口を設け、当社の内部通報規程により、適切な運用を行うものとする。なお、通報者の希望により匿名性を確保するとともに、通報者に対し不利益な取扱いを行わないものとする。
- (3) 当社は、コンプライアンス担当役員を設置し、当社グループのコンプライアンスにかかわる事項の監督を行う。又当該担当役員を委員長としたコンプライアンス委員会（以下「本委員会」という。）を設置し、当社グループの食品安全、コンプライアンス、リーガルリスクに係る管理状況を定期的に確認し、運用状況を独立的に評価することを通じて、当社グループの内部統制機能を強化する。又本委員会は、必要に応じて、取締役会及びグループ会社のコンプライアンス責任者会議に対して改善を求めることができるものとする。

ロ. 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存及び管理に関する体制

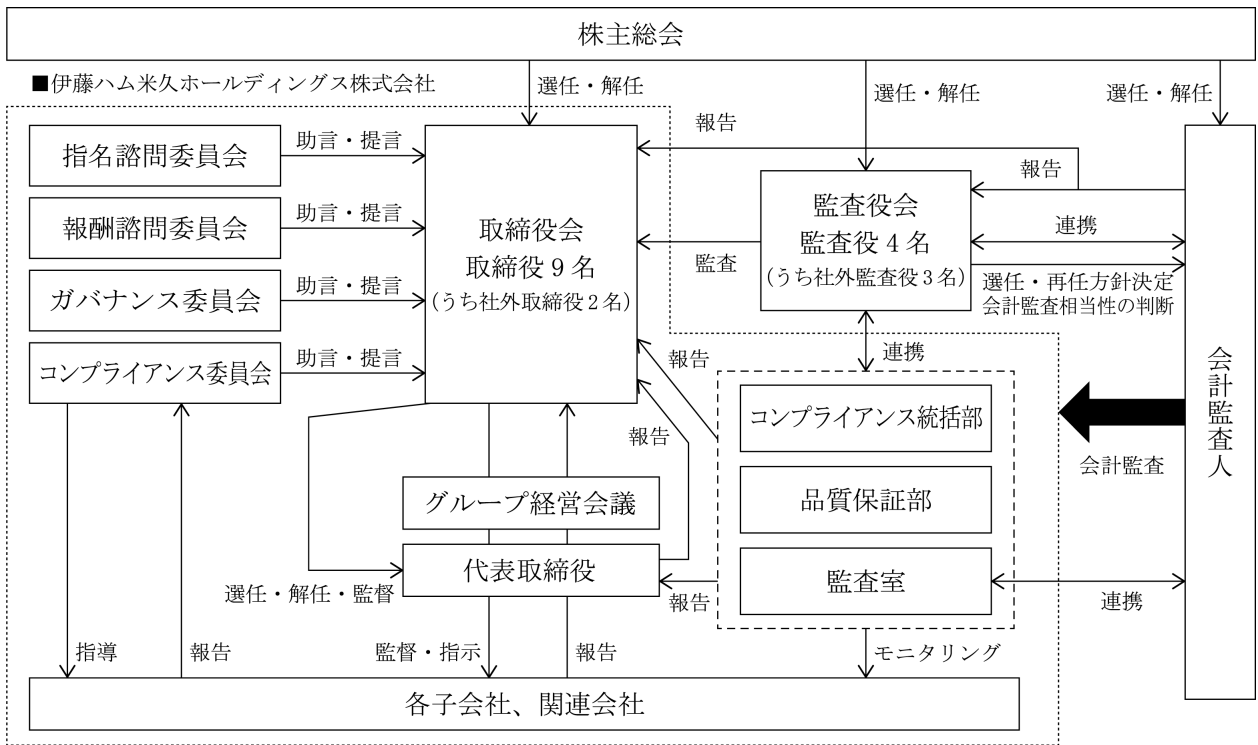
当社グループは、文書取扱いの定めに従い、文書の保存媒体に応じて適切かつ確実に保存、管理する体制を構築するものとする。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社グループの経営環境及びリスク要因の変化を踏まえ、その事業活動にかかわるリスクを認識し、危機管理規程の定めに従いそれぞれのリスクの把握と管理方法、責任者などのリスク管理体制を整え、リスク管理を徹底する。
- (2) 当社に危機管理室を設置し、大規模自然災害による当社グループの従業員の生命の安全、及び当社グループの事業継続に支障をきたすリスクを当社グループ関係部署と連携・管理し、その体制を整えるものとする。

- (3) 当社グループは、緊急事態には危機管理体制の定めに従い危機管理委員会を設置し、必要な組織体制で迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えるものとする。
- ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社グループは、経営方針、経営計画及び具体的な経営戦略と目標策定にかかわる業務執行決定機関として、取締役会を定例開催する。また、必要に応じ適宜、臨時に開催できるものとする。
- (2) 当社グループの経営体制の強化を図るため、当社にグループ会社執行役員の集約を行うものとする。更にグループ経営会議並びに当社グループである伊藤ハム株式会社及び米久株式会社の取締役会を合同開催することで効率的かつ迅速に職務の執行が行われる体制を確保するものとする。
- (3) 取締役会は、法令及び定款に定める事項並びに稟議にかかわる規程に定める経営上の重要事項を決議するとともに取締役及び執行役員の職務の執行を監督するものとする。
- ホ. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社は、グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社の管理規程を整備する。グループ会社は、この定めに従い、当社への決裁・報告制度を通じてグループ会社経営管理を実施する。
- (2) 当社グループの内部統制システムのモニタリングは、内部監査の定めに従い、独立した内部監査部門が行うものとし、被監査部門への指摘・改善・是正を指導する。また、モニタリング結果と指摘・改善事項は、速やかに社長、取締役、監査役に報告されるものとする。
- ヘ. 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 当社グループは、監査役を補助する使用人（以下「監査役スタッフ」という。）を任命できるものとする。
- (2) 監査役スタッフは、監査役の指揮命令のもとに監査役を補助し、その職務を遂行するにあたり取締役その他の業務執行組織の指揮・命令を受けないものとする。
- (3) 監査役スタッフの任命、異動、評価等の人事にかかわる決定は、監査役の同意を得なければならない。
- ト. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社グループの取締役及び使用人は、その経営に影響を与える重要な事項については、遅滞なく監査役に報告しなければならない。
- (2) 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、内部監査の実施状況を監査役に報告しなければならない。また、通報窓口の相談・通報事案、社内不祥事、法令違反事案は、監査役に報告しなければならない。なお、使用人が、直接監査役に通報した場合も、通報者の希望により匿名性を確保するとともに、通報者に対し不利益な取扱いを行わないものとする。
- (3) 監査役は、取締役会及びグループ経営会議等に出席して意見を述べるとともに、取締役及び使用人からの情報の収集に努め、取締役、使用人は、監査役から情報提供の要請があった場合、これに協力するものとする。
- (4) 監査役は、取締役、会計監査人と定期的に会社運営に関する意見交換を行ない、意思疎通を図り、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他社外の専門家に助言を求めるものとする。また、監査役は監査の実施のために必要な場合、その所要の費用の請求を保障されるものとする。
- チ. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告にかかわる内部統制の構築、評価及び報告について適切な整備、運用をするものとする。
- リ. 反社会的勢力の排除に向けた体制
- (1) 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢を堅持し、これらの勢力とは一切関係を持たないことを基本方針とする。
- (2) 反社会的勢力への対応統括部門は総務部門があたり、関連行政機関と連携して、反社会的勢力に関する動向を把握し、情報交換を行うとともに、基本方針、対応マニュアル等の社内周知と啓蒙活動を行うものとする。
- (3) 不測の事態に際しては、関連行政機関や、外部機関、専門家と連携し、会社と関係者の安全を確保するなど必要に応じ適切に対応できる体制を構築するものとする。

提出日現在における当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下のとおりであります。



### ③企業統治に関するその他の事項

#### a. 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めております。

#### b. 取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また累積投票によらない旨を定款に定めております。

#### c. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

##### イ. 剰余金の配当等

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。これは剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

##### ロ. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。これは株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

##### ハ. 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって市場取引等により自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するためであります。

##### ニ. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、適切な人材確保を容易にするとともに、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

#### d. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和する事により、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

## (2) 【役員の状況】

## ①役員一覧

男性11名 女性2名 (役員のうち女性の比率15.4%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役会長	小川 広通	1958年11月18日生	1981年4月 1998年6月 2004年4月 2004年9月 2005年11月 2013年4月 2014年4月 2017年4月 2017年6月	三菱商事(株) 入社 日糧製パン(株) 取締役 管理本部長就任 (株)ローソン 執行役員 商品・物流本部長就任 同 常務執行役員 商品・物流本部長就任 三菱商事(株) ローソン事業ユニットマネージャー 同 リテイル事業部長 同 理事 生活産業グループCEOオフィス室長 当社 顧問 伊藤ハム(株) 取締役就任(現任) 米久(株) 取締役就任(現任) 当社 取締役会長就任(現任)	(注) 3	37,341
代表取締役 社長	宮下 功	1968年2月15日生	1990年4月 2002年8月 2003年6月 2006年5月 2007年5月 2008年5月 2013年5月 2016年4月	三菱商事(株) 入社 フードリンク(株) 取締役就任 (株)ジャパンファーム 取締役就任 三菱商事(株) 食肉事業ユニット 米久(株) 執行役員 経営企画室長就任 同 取締役常務執行役員就任 同 代表取締役社長就任 当社 代表取締役社長就任(現任) 伊藤ハム(株) 取締役就任(現任) 米久(株) 取締役就任(現任)	(注) 3	56,523
代表取締役 副社長	柴山 育朗	1956年1月20日生	1978年4月 2002年3月 2009年3月 2010年4月  2010年6月 2015年3月 2015年4月 2016年4月  2017年3月 2018年4月	伊藤ハムデイリー(株) 入社 同 東北工場製造部長 伊藤ハム(株) 加工食品事業本部生産本部技術部長 同 執行役員 加工食品事業本部生産本部長 購買・中央研究所担当就任 同 取締役執行役員就任 同 加工食品事業本部長 同 取締役常務執行役員就任 当社 代表取締役副社長就任(現任) 伊藤ハム(株) 代表取締役社長就任(現任) 米久(株) 取締役就任(現任) 当社 CSR部・品質保証部担当 同 品質保証担当、グループ生産事業・ R&D担当(現任)	(注) 3	24,541
取締役 常務執行役員	堀内 朗久	1960年6月6日生	1979年4月 2003年5月 2006年5月 2009年5月 2011年3月 2013年3月 2015年5月 2017年4月 2018年4月  2018年6月	米久(株) 入社 同 取締役就任 同 執行役員就任 同 常務執行役員就任 同 商品本部長 同 営業本部長(現任) 同 取締役常務執行役員就任 同 取締役専務執行役員就任 当社 常務執行役員就任 米久(株) 代表取締役社長就任(現任) 当社 取締役常務執行役員就任(現任)	(注) 3	12,459

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 常務執行役員	伊藤 勝弘	1959年12月25日生	1982年4月 2008年7月 2011年4月 2014年4月 2016年4月 2017年4月 2019年4月 2019年6月	三菱商事(株) 入社 同 コーポレート担当役員補佐(部門人事担当) 米国三菱商事会社CFO 三菱商事(株) 執行役員 コーポレート担当役員補佐(総括) 就任 同 経営企画部長 香港三菱商事会社社長就任 当社 常務執行役員就任 同 コーポレート担当(経理財務・総務・人事)、 コンプライアンス担当(現任) 伊藤ハム(株) 専務取締役管理本部長就任(現任) 当社 取締役常務執行役員就任(現任)	(注) 3	—
取締役 執行役員	山口 研	1967年11月11日生	1991年4月 2010年3月 2011年8月 2013年2月 2016年1月 2016年3月 2016年4月 2017年4月 2017年6月 2018年4月	三菱商事(株) 入社 フードリンク(株) 取締役営業統括執行役員就任 三菱商事(株) 飼料畜産ユニット輸入食肉チームリーダー 同 飼料畜産ユニットマネージャー 伊藤ハム(株) 執行役員 食肉事業本部副事業本部長 就任 同 食肉事業本部長(現任) 同 取締役常務執行役員就任 当社 執行役員就任 同 取締役執行役員就任(現任) 同 グループ食肉事業担当(現任) 伊藤ハム(株) 常務取締役就任(現任)	(注) 3	1,000
取締役 執行役員	米田 雅行	1959年8月27日生	1982年4月 2013年3月 2014年3月 2016年3月 2016年4月 2016年10月 2017年4月 2017年6月 2018年4月	伊藤ハム(株) 入社 同 加工食品事業本部業務用企画部長 同 加工食品事業本部フードサービス営業部 CVS 営業部長 同 加工食品事業本部副事業本部長 同 取締役執行役員就任 同 加工食品事業本部長(現任) 当社 執行役員就任 伊藤ハム(株) 取締役常務執行役員就任 当社 取締役執行役員就任(現任) 伊藤ハム(株) 常務取締役就任(現任)	(注) 3	28,926
取締役	市毛 由美子	1961年3月13日生	1989年4月 2007年12月 2009年4月 2010年9月 2012年6月 2014年5月 2014年12月 2016年12月 2018年6月	弁護士登録 日本アイ・ビー・エム(株) 入社 のぞみ総合法律事務所 パートナー(現任) 第二東京弁護士会副会長 日本弁護士連合会事務次長 NEC ネットズエスアイ(株) 社外取締役就任 イオンモール(株) 社外監査役就任 三洋貿易(株) 社外取締役就任 (株)スシローグローバルホールディングス 社外取締役就任(現任) 当社 取締役就任(現任)	(注) 3	—
取締役	伊藤 綾	1973年5月24日生	2000年10月 2013年6月 2014年4月 2015年4月 2016年4月 2018年4月 2018年6月	(株)リクルート 入社 同 ブライダル事業本部 メディアプロデュース統 括部 シニアマネージャー 「ゼクシィ」統括編集長 同 ブライダル事業本部 メディアプロデュース統 括部 部長 (株)リクルートホールディングス ダイバーシティ推 進部 部長 同 サステナビリティ推進室 室長 同 サステナビリティ推進部 パートナー(現任) 当社 取締役就任(現任)	(注) 3	—



役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	土屋 昌樹	1956年7月8日生	1979年4月 1995年5月 1995年7月 1995年10月 1999年3月 2007年7月 2007年9月 2012年5月 2018年6月	米久(株) 入社 同 取締役就任 同 社長室長 同 総務部長 御殿場高原ビル(株) 代表取締役社長 就任 米久(株) 管理本部副本部長、CSR室長 同 執行役員就任 同 監査役就任(現任) 伊藤ハム(株) 監査役就任(現任) 当社 常勤監査役就任(現任)	(注) 4	18,647
監査役	今村 昭文	1953年4月18日生	1982年4月 1989年4月 2003年5月 2011年6月 2016年4月 2016年6月	弁護士登録 平井法律事務所 入所 あたご法律事務所 パートナー弁護士 グリーンヒル法律特許事務所 パートナー弁護士 (現任) 伊藤ハム(株) 監査役就任 当社 監査役就任(現任) JBC Cホールディングス(株) 社外取締役就任 (現任)	(注) 5	—
監査役	市東 康男	1954年2月24日生	1977年10月 2003年9月 2006年6月 2006年7月 2007年5月 2016年4月 2016年6月	新和監査法人(現有限責任 あずさ監査法人) 入所 日本公認会計士協会 IT委員会電子表示専門委員会 委員長 あずさ監査法人(現有限責任 あずさ監査法人) 退 所 日本公認会計士協会各委員会委員長等 退任 市東康男公認会計士税理士事務所開設(現任) 米久(株) 監査役就任 当社 監査役就任(現任) 日本フェルト(株) 社外監査役就任(現任)	(注) 5	—
監査役	市川 一郎	1958年5月10日生	1983年4月 1985年10月 1989年8月 2014年9月 2014年12月 2015年12月 2017年1月 2019年6月	キャノン(株)入社 監査法人朝日新和会社 (現有限責任 あずさ監査法人)入社 公認会計士登録 有限責任 あずさ監査法人 退所 SWEAT CAPITAL(株)設立 代表取締役就任(現任) (株)ユニメディア 社外監査役就任(現任) (株)インフォバーングループ本社 社外取締役就任 (現任) 当社 監査役就任(現任)	(注) 6	—
計						179,437

- (注) 1. 取締役 市毛由美子及び伊藤綾は、社外取締役であります。
2. 監査役 今村昭文、市東康男及び市川一郎は、社外監査役であります。
3. 2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2020年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2018年3月期に係る定時株主総会終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 2016年4月1日である当社の設立日より、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

## ②社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

社外取締役の市毛由美子氏は、のぞみ総合法律事務所のパートナー弁護士であり、現在㈱スシローグローバルホールディングスの社外取締役を兼任しております。同氏は、弁護士としての経歴を通じて培われた見識等により、当社に対して客観的、専門的な助言、監督を行っており、取締役としての職務を通じて、当社グループの企業価値向上を図ることができると判断しております。なお、当社と同氏及び兼職先の間には、人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の特別な利害関係はありません。

社外取締役の伊藤綾氏は、㈱リクルートホールディングス サステナビリティ推進部のパートナーであります。同氏は、これまでの職務や経歴を通じて得た豊富な経験と見識等により、当社に対して客観的、専門的な助言、監督を行っており、取締役としての職務を通じて、当社グループの企業価値向上を図ることができると判断しております。なお、当社と同氏及び兼職先の間には、人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の特別な利害関係はありません。

社外監査役の今村昭文氏は、グリーンヒル法律特許事務所のパートナー弁護士であり、現在J B C Cホールディングス㈱の社外取締役を兼任しております。同氏は、弁護士としての経歴で培われた法務面での専門知識と豊富な経験を有しており、経営全般について広範かつ高度な視野での監査を通じて、当社グループの更なる発展に貢献することができると判断しております。なお、当社と同氏及び兼職先の間には、人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の特別な利害関係はありません。

社外監査役の市東康男氏は、市東康男公認会計士税理士事務所の公認会計士・税理士であり、現在日本フェルト㈱の社外監査役を兼任しております。同氏は、公認会計士としての経歴で培われた財務・会計面での専門知識と豊富な経験を有しており、経営全般について広範かつ高度な視野での監査を通じて、当社グループの更なる発展に貢献することができると判断しております。なお、当社と同氏及び兼職先の間には、人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の特別な利害関係はありません。

社外監査役の市川一郎氏は、SWEAT CAPITAL㈱の代表取締役であり、現在㈱ユニメディアの社外監査役及び㈱インフォバングループ本社の社外取締役を兼任しております。同氏は、公認会計士としての経歴で培われた財務・会計面での専門知識と豊富な経験を有しており、経営全般について広範かつ高度な視野での監査を通じて、当社グループの更なる発展に貢献することができると判断しております。なお、当社と同氏及び兼職先の間には、人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の特別な利害関係はありません。

当社においては、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準を定めており、独立役員の選任にあたっては、東京証券取引所が定める独立要件を充足するとともに、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な方針として選任しております。

## ③社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部統制、監査役監査及び会計監査との相互連携について、社外取締役は取締役会において、監査役監査及び会計監査についての報告を受け、適宜意見を述べております。社外監査役は常勤監査役と緊密に連携し、経営の監視に必要な情報を共有しております。また監査役会を通じて、会計監査、内部監査の報告を受けております。

### (3) 【監査の状況】

#### ① 監査役監査の状況

監査役は、会計監査人と定期的に会合をもち監査の計画及び結果について適宜報告を受け、意見交換をするなど緊密な連携のもと監査を進めております。また、監査室と監査計画を協議し、内部統制システムの状況とその監査結果の報告を求めており、必要に応じ同行し、また、特定の監査対象部署の調査を求めております。

#### ② 内部監査の状況

当社は独立した組織として監査室を設置しております。監査室は監査計画に基づき、グループ会社も含めた幅広い内部監査を実施しておりますが、必要に応じて計画外の臨時内部監査を行っております。また、監査役と監査計画の概要を協議し、内部統制システムの評価とその監査結果の報告を行っております。

#### ③ 会計監査の状況

##### a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

##### b. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員	業務執行役員	北山	久恵
指定有限責任社員	業務執行役員	根本	剛光
指定有限責任社員	業務執行役員	河野	匡伸

##### c. 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 10名      その他 4名

##### d. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の概要、監査の実施体制等、面談、質問等を通じて選定しております。現会計監査人は、世界的に展開しているKPMGグループであり、会計や監査への知見のある人材が豊富であることから選定いたしました。

##### e. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。その結果、会計監査人の職務執行に問題はないと評価しております。

#### ④ 監査報酬の内容等

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（2019年1月31日 内閣府令第3号）による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56) d (f) i から iii の規定に経過措置を適用しております。

##### a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	12	2	24	1
連結子会社	64	5	53	5
計	76	7	78	6

当社における非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるリファード業務及び海外子会社に関する会計アドバイザー業務についての対価であります。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、業務委託契約に基づく財務調査業務についての対価であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（KPMG）に対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を特に定めておりませんが、作業負荷、作業時間及び人員を考慮し、監査法人と協議の上、適正と判断される報酬額を監査役会の同意を得た上で決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であることを確認し、会計監査人の報酬等の額が妥当であると判断し、同意いたしました。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

現在の当社の役員報酬制度は、基本報酬と業績連動報酬で構成されており、業績連動報酬については、短期業績に基づく業績連動賞与と中長期業績に基づく株式報酬（譲渡制限付株式）により構成されております。

基本報酬と業績連動報酬（短期・中長期）の報酬構成割合および役位ごとの報酬額については、その客観性・妥当性を担保するために、同業種かつ同規模である相当数の他企業における報酬構成割合および役位ごとの報酬額との水準比較・検証を行い、当社の財務状況等も踏まえたうえで、設定しております。

また、報酬額については、その総額の限度額を株主総会の決議により下記（株主総会における決議内容）に記載の通り決定しておりますが、報酬構成割合や個別の報酬水準とその算定・支給方法等を含めた役員報酬制度全般については、独立性を有する社外取締役を含む報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会にて決定しております。

当事業年度においては、従来のストック・オプション制度に代わり、株主と一層の価値意識を共有するとともに、企業価値向上に対するインセンティブを高めることを目的に譲渡制限付株式報酬制度を導入しておりますが、これについても同様に審議し、決定しております。

短期業績に基づく業績連動賞与については、下記（業績連動賞与算定方式）に記載の通り、連結経常利益を指標とし、その0.01%に役位別乗率を乗じて算定しており、連結経常利益に応じて支給額が自動的に決定される仕組みとしております。当連結会計年度については、連結経常利益15,679百万円で支給額を算定します。

監査役報酬については、監査役の協議にて決定しており、高い独立性確保の観点から、業績との連動は行わず、基本報酬のみ支給することとしております。

（株主総会における決議内容）

・2017年6月27日第1期定時株主総会

a. 取締役報酬年額を4億円以内（うち社外取締役4千万円以内）とする。

※取締役の員数は、定款により15名以内と定めておりますが、当株主総会終結時点は9名（うち社外取締役2名）であり、本有価証券報告書提出日現在も9名（社外取締役2名）と同数です。

※取締役の報酬額には使用人兼務の使用人分給与は含みません。

b. a.とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権年額を8千万円以内とする。

※対象となる取締役の員数は、当株主総会終結時点は7名（社外取締役は除く）であり、本有価証券報告書提出日現在も社外取締役を除き7名と同数です。

c. 監査役報酬総額年額を7千万円以内とする。

※監査役の員数は、定款により5名以内と定めておりますが、当株主総会終結時点は3名（社外監査役2名）であり、本有価証券報告書提出日現在は4名（社外監査役3名）です。

・2018年6月26日第2期定時株主総会

- a. 2017年6月27日第1期定時株主総会決議の新株予約権年額8千万円以内とした定めを廃止し、取締役報酬年額4億円以内とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式報酬等として支給する金銭報酬債権年額を8千万円以内（割り当てる譲渡制限付株式数としては、10万株以内）とする。

※取締役の員数は、当株主総会終結時点は9名（社外取締役は2名）であり、本有価証券報告書提出日現在も9名（社外取締役2名）と同数です。

（業績連動賞与算定方式）

算定式：連結経常利益×0.01%×役員別乗率

[役員別乗率]

役 位	乗 率
会長	6.440
社長	8.200
副社長	6.440
専務執行役員	3.872
常務執行役員	3.232
執行役員	2.592

（留意事項）

- ・支給対象となる役員は、法人税法第34条第1項第3号に記載される業務執行役員である取締役です。なお、社外取締役及び監査役は含みません。
- ・法人税法第34条第1項第3号イに規定する「事業年度の利益の状況を示す指標」は有価証券報告書を基礎とした連結経常利益とします。なお、連結経常利益が300億円以上の場合は、300億円として算定し、連結経常利益が50億円未満の場合は、支給しません。
- ・支給限度に係る法人税法第34条第1項第3号イ（1）に規定する「確定した額」は1.5億円を限度とします。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動賞与	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	225	137	51	36	8
監査役 (社外監査役を除く。)	22	22	-	-	2
社外役員	28	28	-	-	6

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資以外の目的である投資株式の区分について、純投資目的である投資株式とは専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株

式と考えており、それ以外を純投資以外の目的である投資株式と考えています。

当社が保有する株式は全て子会社関連会社株式であり、それ以外の保有目的が純投資目的もしくは純投資目的以外の目的である株式は保有しておりません。

② 伊藤ハム(株)における株式の保有状況

連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資株式計上額)が最も大きい会社(最大保有会社)である伊藤ハム(株)については以下のとおりであります。

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

一定の基準を満たし、かつ「取引の維持・発展」に資すると認められる場合を除いて、政策投資目的の投資株式を保有しないことを基本方針としております。事業年度終了後、速やかに個別銘柄毎に基準を満たしているかを確認し、その結果を当社グループ経営会議(伊藤ハム(株)取締役会)にて検証を行い、当社取締役会に報告するものとしております。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	34	818
非上場株式以外の株式	37	10,131

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	8	14	取引先持株会加入銘柄の買付による増加。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	1	35
非上場株式以外の株式	20	719

ハ. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株) 貸借対照表 計上額(百万円)	株式数(株) 貸借対照表 計上額(百万円)		
イオン(株)	2,488,344	2,487,860	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性は、取引額等が一定の基準を満たしているかをグループ経営会議にて検証を行い、取締役会に報告しております。なお取引先持株会の買付により株式数が増加しております。	有
	5,764	4,725		
(株)セブン & アイ・ホールディングス	688,182	688,182	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性は、取引額等が一定の基準を満たしているかをグループ経営会議にて検証を行い、取締役会に報告しております。	無
	2,873	3,140		

(株)いなげや	349,564	345,697	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性は、取引額等が一定の基準を満たしているかをグループ経営会議にて検証を行い、取締役会に報告しております。なお取引先持株会の買付により株式数が増加しております。	無
	444	628		
(株)オーエムツーネットワーク	123,482	122,953	同上	無
	145	204		
(株)関西スーパーマーケット	114,625	113,124	同上	有
	118	127		
(株)ベルク	22,000	22,000	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性は、取引額等が一定の基準を満たしているかをグループ経営会議にて検証を行い、取締役会に報告しております。	無
	110	134		
(株)フジ	45,768	45,110	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性は、取引額等が一定の基準を満たしているかをグループ経営会議にて検証を行い、取締役会に報告しております。なお取引先持株会の買付により株式数が増加しております。	無
	87	101		
わらべや日洋ホールディングス(株)	48,000	48,000	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性は、取引額等が一定の基準を満たしているかをグループ経営会議にて検証を行い、取締役会に報告しております。	無
	87	126		
ミニストップ(株)	48,315	48,315	同上	無
	82	105		
(株)平和堂	23,200	23,200	同上	無
	54	59		
(株)トーヨー	18,400	36,800	同上	無
	40	86		
(株)エコス	25,812	25,812	同上	無
	40	31		
(株)ヤマナカ	45,200	45,200	同上	有
	39	44		
(株)マミーマート	18,000	24,200	同上	無
	30	57		
(株)アークス	11,524	11,524	同上	無
	28	29		
(株)ヤマザワ	14,520	14,520	同上	無
	24	25		
(株)リンガーハット	10,000	10,000	同上	無
	23	24		
(株)ダスキン	7,500	15,000	同上	無
	19	40		
マックスバリュ北海道(株)	5,500	5,500	同上	無
	19	20		
(株)サンマルクホールディングス	7,664	7,664	同上	無
	19	23		

(株)ライフコーポレーション	5,876	5,378	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性は、取引額等が一定の基準を満たしているかをグループ経営会議にて検証を行い、取締役会に報告しております。なお取引先持株会の買付により株式数が増加しております。	無
	13	15		
(株)フジオフードシステム	4,000	4,000	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性は、取引額等が一定の基準を満たしているかをグループ経営会議にて検証を行い、取締役会に報告しております。	無
	12	8		
イオン九州(株)	6,000	6,000	同上	無
	11	11		
(株)Olympicグループ	13,116	13,116	同上	無
	8	7		
(株)ライフフーズ	4,000	4,000	同上	無
	6	7		
(株)リテールパートナーズ	5,225	5,894	同上	無
	6	8		
(株)吉野家ホールディングス	2,185	2,543	同上	無
	3	5		
マックスバリュ西日本(株)	1,948	1,948	同上	無
	3	3		
(株)マルヨシセンター	1,000	10,000	同上	無
	3	3		
(株)木曾路	1,056	606	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性は、取引額等が一定の基準を満たしているかをグループ経営会議にて検証を行い、取締役会に報告しております。なお取引先持株会の買付により株式数が増加しております。	無
	2	1		
日本マクドナルドホールディングス(株)	259	881	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性は、取引額等が一定の基準を満たしているかをグループ経営会議にて検証を行い、取締役会に報告しております。	無
	1	4		
(株)オークワ	1,139	808	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性は、取引額等が一定の基準を満たしているかをグループ経営会議にて検証を行い、取締役会に報告しております。なお取引先持株会の買付により株式数が増加しております。	無
	1	0		
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス(株)	585	2,487	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性は、取引額等が一定の基準を満たしているかをグループ経営会議にて検証を行い、取締役会に報告しております。	無
	0	2		
(株)中村屋	140	275	同上	有
	0	1		
(株)王将フードサービス	69	179	同上	無
	0	0		
(株)ロック・ワールド	71	266	同上	無
	0	0		
(株)大光	99	131	同上	無
	0	0		



(株)パローホールディングス	—	79,200	—	無
	—	228		
アクシアルリテイリング(株)	—	45,679	—	無
	—	184		
(株)イズミ	—	15,620	—	無
	—	113		
ユニー・ファミリーマートホールディングス(株)	—	7,189	—	無
	—	64		
(株)ヤオコー	—	2,200	—	無
	—	12		
SRSホールディングス(株)	—	10,000	—	無
	—	9		
(株)大庄	—	5,000	—	無
	—	8		
(株)大和	—	6,320	—	無
	—	3		
(株)東武ストア	—	518	—	無
	—	1		

(注) 「—」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

#### みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,536,840	1,536,840	年金資産として退職給付信託に拠出しており、議決権行使の指図権限を有しております。	有
	845	1,071		
(株)三井住友フィナンシャルグループ	155,800	155,800	同上	有
	603	694		
(株)みずほフィナンシャルグループ	2,560,000	2,560,000	同上	有
	438	489		

## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の連結財務諸表に含まれる比較情報のうち、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（2018年3月23日 内閣府令第7号。以下「改正府令」という。）による改正後の連結財務諸表規則第15条の5第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改正府令附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての的確に対応することができるように公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、適正な連結財務諸表等を作成するための社内規程、マニュアル、指針等の整備を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 29,585	※1 34,944
受取手形及び売掛金	※1 94,056	98,769
商品及び製品	※1 66,042	67,596
仕掛品	1,739	1,740
原材料及び貯蔵品	※1 18,491	19,571
その他	※1 3,557	6,966
貸倒引当金	△8	△9
流動資産合計	213,465	229,580
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※1 94,487	※1 100,316
減価償却累計額	△61,433	△63,378
建物及び構築物 (純額)	※1 33,053	※1 36,938
機械装置及び運搬具	※1 113,461	122,022
減価償却累計額	△88,419	△90,506
機械装置及び運搬具 (純額)	※1 25,041	31,515
工具、器具及び備品	6,140	6,289
減価償却累計額	△4,811	△4,835
工具、器具及び備品 (純額)	1,328	1,454
土地	※1 25,901	※1 25,323
リース資産	4,171	4,350
減価償却累計額	△2,631	△2,807
リース資産 (純額)	1,539	1,543
建設仮勘定	※1 2,769	1,858
その他	140	155
減価償却累計額	△39	△42
その他 (純額)	101	113
有形固定資産合計	89,735	98,747
無形固定資産		
のれん	24,109	22,576
その他	1,706	1,623
無形固定資産合計	25,816	24,199
投資その他の資産		
投資有価証券	※1, ※2 31,618	※1, ※2 24,912
長期貸付金	※1 2,329	2,180
繰延税金資産	979	879
退職給付に係る資産	8,231	9,162
その他	※1 4,149	※1 3,847
貸倒引当金	△122	△118
投資その他の資産合計	47,186	40,865
固定資産合計	162,738	163,812
資産合計	376,204	393,392

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※1 63,944	※1 63,161
電子記録債務	1,637	1,671
短期借入金	※1, ※4 21,395	※4 34,164
1年内返済予定の長期借入金	※1 4,964	※1 5,209
リース債務	505	532
未払金	21,617	21,636
未払法人税等	2,502	2,131
未払消費税等	1,575	953
賞与引当金	5,985	4,724
役員賞与引当金	187	96
その他	※1 3,448	※1 5,174
流動負債合計	127,765	139,456
固定負債		
長期借入金	※1, ※4 20,071	※1 21,052
リース債務	1,214	1,186
繰延税金負債	3,229	2,270
退職給付に係る負債	1,581	1,668
資産除去債務	1,207	1,206
その他	1,272	2,476
固定負債合計	28,577	29,861
負債合計	156,343	169,317
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,003	30,003
資本剰余金	96,289	96,301
利益剰余金	90,031	95,374
自己株式	△1,824	△1,849
株主資本合計	214,499	219,829
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,013	5,263
繰延ヘッジ損益	△789	△928
為替換算調整勘定	△2,387	△2,876
退職給付に係る調整累計額	1,277	1,475
その他の包括利益累計額合計	4,113	2,935
新株予約権	257	139
非支配株主持分	990	1,169
純資産合計	219,861	224,074
負債純資産合計	376,204	393,392

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
売上高	831,865	850,721
売上原価	※1, ※3 701,215	※1, ※3 723,900
売上総利益	130,649	126,821
販売費及び一般管理費	※2, ※3 109,087	※2, ※3 112,326
営業利益	21,562	14,494
営業外収益		
受取利息	100	103
受取配当金	332	390
受取賃貸料	394	430
受取保険金	77	476
持分法による投資利益	2,455	—
その他	860	1,127
営業外収益合計	4,220	2,530
営業外費用		
支払利息	868	787
不動産賃貸費用	137	147
持分法による投資損失	—	321
支払手数料	300	60
その他	52	27
営業外費用合計	1,359	1,345
経常利益	24,423	15,679
特別利益		
投資有価証券売却益	746	693
段階取得に係る差益	—	288
受取保険金	—	342
補助金収入	119	—
その他	219	23
特別利益合計	1,084	1,348
特別損失		
固定資産除却損	※4 283	※4 345
減損損失	94	32
災害による損失	※1 172	※1 292
その他	89	53
特別損失合計	640	723
税金等調整前当期純利益	24,867	16,304
法人税、住民税及び事業税	7,085	6,000
法人税等調整額	2,110	△375
法人税等合計	9,195	5,625
当期純利益	15,672	10,678
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失(△)	△112	90
親会社株主に帰属する当期純利益	15,784	10,588

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益	15,672	10,678
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	633	△608
繰延ヘッジ損益	△338	△138
為替換算調整勘定	△1,158	△1,004
退職給付に係る調整額	1,713	247
持分法適用会社に対する持分相当額	△2,089	332
その他の包括利益合計	※1 △1,239	※1 △1,172
包括利益	14,432	9,506
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	14,679	9,410
非支配株主に係る包括利益	△246	95

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	30,000	98,005	79,300	△5	207,300
当期変動額					
新株の発行	3	3			6
剰余金の配当			△5,054		△5,054
親会社株主に帰属する 当期純利益			15,784		15,784
自己株式の取得				△1,995	△1,995
自己株式の処分		△94		176	82
連結子会社株式の取得 による持分の増減		△1,624			△1,624
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	3	△1,716	10,730	△1,818	7,198
当期末残高	30,003	96,289	90,031	△1,824	214,499

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	7,979	△439	△1,884	△436	5,218	220	7,293	220,033
当期変動額								
新株の発行								6
剰余金の配当								△5,054
親会社株主に帰属する 当期純利益								15,784
自己株式の取得								△1,995
自己株式の処分								82
連結子会社株式の取得 による持分の増減								△1,624
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,965	△350	△503	1,713	△1,105	37	△6,302	△7,371
当期変動額合計	△1,965	△350	△503	1,713	△1,105	37	△6,302	△172
当期末残高	6,013	△789	△2,387	1,277	4,113	257	990	219,861

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	30,003	96,289	90,031	△1,824	214,499
会計方針の変更による 累積的影響額			△220		△220
会計方針の変更を反映し た当期首残高	30,003	96,289	89,810	△1,824	214,278
当期変動額					
剰余金の配当			△5,023		△5,023
親会社株主に帰属する 当期純利益			10,588		10,588
自己株式の取得				△296	△296
自己株式の処分		△29		271	242
連結子会社株式の取得 による持分の増減		41			41
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	11	5,564	△25	5,551
当期末残高	30,003	96,301	95,374	△1,849	219,829

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	6,013	△789	△2,387	1,277	4,113	257	990	219,861
会計方針の変更による 累積的影響額								△220
会計方針の変更を反映し た当期首残高	6,013	△789	△2,387	1,277	4,113	257	990	219,640
当期変動額								
剰余金の配当								△5,023
親会社株主に帰属する 当期純利益								10,588
自己株式の取得								△296
自己株式の処分								242
連結子会社株式の取得 による持分の増減								41
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△749	△138	△488	198	△1,177	△117	178	△1,116
当期変動額合計	△749	△138	△488	198	△1,177	△117	178	4,434
当期末残高	5,263	△928	△2,876	1,475	2,935	139	1,169	224,074



## ④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	24,867	16,304
減価償却費	8,786	9,856
減損損失	94	32
賞与引当金の増減額 (△は減少)	130	△1,260
のれん償却額	1,518	1,809
受取利息及び受取配当金	△432	△494
支払利息	868	787
受取保険金	△77	△819
災害による損失	172	292
持分法による投資損益 (△は益)	△2,455	321
段階取得に係る差益	—	△288
投資有価証券売却損益 (△は益)	△745	△691
売上債権の増減額 (△は増加)	△15,589	△6,474
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△10,678	△2,955
仕入債務の増減額 (△は減少)	4,112	△366
未払金の増減額 (△は減少)	3,647	786
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△2	△36
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△1,302	△447
その他	1,034	2,440
小計	13,949	18,795
利息及び配当金の受取額	1,090	2,736
保険金の受取額	96	797
利息の支払額	△888	△789
その他	140	△35
法人税等の支払額	△8,866	△6,389
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,521	15,114
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△10,905	△20,588
無形固定資産の取得による支出	△357	△474
投資有価証券の取得による支出	△1,964	△118
投資有価証券の売却及び償還による収入	2,076	961
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	△71
関係会社株式の有償減資による収入	2,767	—
貸付けによる支出	△234	△233
貸付金の回収による収入	338	345
その他	95	299
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,183	△19,879

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	8,541	14,609
長期借入れによる収入	912	11,050
長期借入金の返済による支出	△3,889	△9,382
社債の償還による支出	△10,000	—
自己株式の取得による支出	△1,995	△296
配当金の支払額	△5,051	△5,022
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△7,668	△230
リース債務の返済による支出	△540	△539
その他	△312	△103
財務活動によるキャッシュ・フロー	△20,004	10,084
現金及び現金同等物に係る換算差額	△835	39
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△23,501	5,358
現金及び現金同等物の期首残高	52,785	29,284
現金及び現金同等物の期末残高	※1 29,284	※1 34,643

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 57社

主要な連結子会社の名称は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

子会社は全て連結されております。また、当連結会計年度において、株式追加取得に伴う連結の範囲の変更により1社増加し、清算により2社減少しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数 11社

主要な持分法適用の関連会社の名称は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

関連会社に対する投資については、すべて持分法を適用しております。また、当連結会計年度において、株式追加取得に伴う連結の範囲の変更により1社減少しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、以下を除き、連結決算日と同一であります。

なお、ITOHAM AMERICA, INC. 他27社の決算日は12月31日であり、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ 有価証券

##### その他有価証券

##### 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

##### 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ロ デリバティブ

##### 時価法

##### ハ たな卸資産

##### (イ) 当社及び国内連結子会社

##### a) 商品及び製品(販売用食肉を除く)

主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

##### b) 商品及び製品(販売用食肉)・仕掛品・原材料及び貯蔵品

主として月別移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

##### (ロ) 在外連結子会社

主として先入先出法による低価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

（ただし、当社及び国内連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。）

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 主として10～50年

機械装置及び運搬具 主として4～10年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

また、在外連結子会社は相手先毎に回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えるため、一部の国内連結子会社は、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～12年）による定額法（一部の連結子会社は、定率法）により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理しております。

ハ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は各子会社等の連結決算日の直物為替相場により、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約取引について振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を行っております。また、金利スワップ取引について特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を行っております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ等

ヘッジ対象…外貨建予定取引、借入金利息等

ハ ヘッジ方針

為替予約は為替変動リスクをヘッジするため、金利スワップは金利変動リスクを回避する手段として、実需の範囲内で行うこととし、投機目的の取引は行わない方針であります。

為替予約については、社内管理基準に基づくリスク管理体制をとっており、金利スワップについては、資金担当部門にて一元管理を行っております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし振当処理を行った為替予約取引は有効性の判定を省略しております。

また、特例処理の要件を充たしている金利スワップ取引は、有効性の判定を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内の合理的に見積もった期間で均等償却をしております。また、金額に重要性が乏しい場合には、発生年度に一括償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

イ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

ロ 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取保険金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた938百万円は、「受取保険金」77百万円、「その他」860百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「たな卸資産の増減額」に含めていた「災害による損失」及び「その他」に含めていた「受取保険金」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「たな卸資産の増減額」に表示していた△10,506百万円及び「その他」に表示していた956百万円は、「受取保険金」△77百万円、「災害による損失」172百万円、「たな卸資産の増減額」△10,678百万円、及び「その他」1,034百万円として組み替えております。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しました。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」3,239百万円、「流動負債」の「その他」の43百万円及び「固定負債」の「繰延税金負債」のうちの2,439百万円を「投資その他の資産」の「繰延税金資産」979百万円に含めて表示し、「固定負債」の「繰延税金負債」は3,229百万円として表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(会計上の見積りの変更)

退職給付に係る会計処理において、従来、数理計算上の差異の費用処理年数は10年～13年としておりましたが、従業員の平均残存勤務期間が短縮したため、当連結会計年度より費用処理年数を10年～12年に変更しております。

この変更により、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ234百万円減少しております。

(連結貸借対照表関係)

※1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
現金及び預金	1,244百万円	200百万円
受取手形及び売掛金	11,249	—
商品及び製品	16,108	—
原材料及び貯蔵品	3,836	—
流動資産「その他」	1,737	—
建物及び構築物	11,495	1,256
機械装置及び運搬具	6,202	—
土地	5,935	571
建設仮勘定	1,373	—
投資有価証券	1,006	8
長期貸付金	312	—
投資その他の資産「その他」	298	200
計	60,800	2,236

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
支払手形及び買掛金	197百万円	214百万円
短期借入金	16,724	—
1年内返済予定の長期借入金	3,824	30
流動負債「その他」	45	45
長期借入金	3,275	78
計	24,068	369

※2. 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
投資有価証券(株式)	17,051百万円	11,456百万円

3. 偶発債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
(有)キロサ肉畜生産センター	1,463百万円	1,630百万円
INDIANA PACKERS CORP.	1,726 (US \$ 16,248千)	4,599 (US \$ 41,444千)
(有)島根農場	371	314
ASIAN BEST CHICKEN CO., LTD.	—	87 (THB 25,000千)
計	3,561	6,631

※4. 当社及び連結子会社の一部においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
当座貸越極度額	35,050百万円	32,850百万円
貸出コミットメント	78,846	47,245
借入実行残高	30,985	34,164
差引額	82,911	45,930

(連結損益計算書関係)

※1. 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、前連結会計年度の評価損の戻入益と当連結会計年度の評価損を相殺した結果、次のたな卸資産評価損益(益は△)が売上原価及び特別損失に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上原価	△42百万円	△92百万円
特別損失(災害による損失)(注)	172	-
計	129	△92

(注) 海上輸送中のたな卸資産にかかる船舶火災事故によるものであります。

※2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
給料及び手当	22,354百万円	22,411百万円
退職給付費用	830	836
賞与引当金繰入額	3,669	2,911
役員賞与引当金繰入額	187	94
発送配達費	30,222	33,143

※3. 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
	1,791百万円	1,822百万円

※4. 固定資産除却損の主な資産別内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
建物及び構築物	37百万円	43百万円
機械装置及び運搬具	71	91
撤去費用他	174	210
計	283	345



(連結包括利益計算書関係)

※ 1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	1,689百万円	△223百万円
組替調整額	△745	△655
税効果調整前	944	△878
税効果額	△310	269
その他有価証券評価差額金	633	△608
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	△428	△69
組替調整額	△80	△20
税効果調整前	△508	△89
税効果額	169	△48
繰延ヘッジ損益	△338	△138
為替換算調整勘定		
当期発生額	△1,158	△1,004
組替調整額	-	-
税効果調整前	△1,158	△1,004
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	△1,158	△1,004
退職給付に係る調整額		
当期発生額	2,623	191
組替調整額	△116	179
税効果調整前	2,506	370
税効果額	△793	△123
退職給付に係る調整額	1,713	247
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	△1,758	184
組替調整額	△331	148
持分法適用会社に対する持分相当額	△2,089	332
その他の包括利益合計	△1,239	△1,172

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式(注)1	297,347	8	-	297,355
合計	297,347	8	-	297,355
自己株式				
普通株式(注)2	6	2,001	170	1,838
合計	6	2,001	170	1,838

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加8千株は、新株予約権の行使による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加2,001千株は、取締役会決議に基づく市場取引による取得2,000千株及び単元未満株式の買取り1千株による増加であります。また自己株式の減少170千株は、新株予約権の行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・ オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	257
合計		-	-	-	-	-	257

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年5月29日 取締役会	普通株式	5,054	17	2017年3月31日	2017年6月12日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月22日 取締役会	普通株式	5,023	利益剰余金	17	2018年3月31日	2018年6月6日

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	297,355	-	-	297,355
合計	297,355	-	-	297,355
自己株式				
普通株式（注）1	1,838	401	273	1,966
合計	1,838	401	273	1,966

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加401千株は、取締役会決議に基づく市場取引による取得400千株及び単元未満株式の買取り1千株による増加であります。また自己株式の減少273千株は、新株予約権の行使による減少136千株及び譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少137千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・ オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	139
合計		-	-	-	-	-	139

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年5月22日 取締役会	普通株式	5,023	17	2018年3月31日	2018年6月6日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年5月21日 取締役会	普通株式	5,021	利益剰余金	17	2019年3月31日	2019年6月5日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
現金及び預金勘定	29,585百万円	34,944百万円
有価証券勘定	-	-
預入期間が3か月を超える定期預金	△301	△301
償還期限が3か月を超える有価証券	-	-
現金及び現金同等物	29,284	34,643

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引 (借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主に情報システム関連設備及び運搬具であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

②リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用につきましては短期的な預金等に限定し、資金調達につきましては銀行等金融機関からの借入金及び社債の発行による方針であります。デリバティブは社内管理基準に従い、実需の範囲内でを行い、投機目的の取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しましては、当社グループの与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は、主に株式であり、市場価格のあるものは、価格変動リスクにさらされておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、当該リスクに関しては、毎月時価の把握を行うとともに、取引関連部門へ報告を行い、情報の共有化を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクにさらされておりますが、このうち一部の長期借入金につきましては、支払利息の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るために個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として実施しております。ヘッジ手段の有効性の評価方法につきましては、ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより有効性を評価しており、特例処理の要件を充たしている金利スワップ取引は、有効性の判定は省略しております。

デリバティブ取引につきましては、社内管理基準に従って行っており、外貨建ての営業債権・債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引といった実需の範囲内で行うこととし、投機目的の取引は行わない方針であります。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定におきましては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等につきましては、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前連結会計年度（2018年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	29,585	29,585	-
(2) 受取手形及び売掛金	94,056	94,056	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	12,719	12,719	-
資産計	136,361	136,361	-
(1) 支払手形及び買掛金	63,944	63,944	-
(2) 電子記録債務	1,637	1,637	-
(3) 未払金	21,617	21,617	-
(4) 短期借入金	21,395	21,395	-
(5) 1年内返済予定の長期借入金	4,964	5,036	72
(6) 長期借入金	20,071	20,192	120
負債計	133,631	133,824	192
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	△333	△333	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価につきましては、市場価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 未払金、(4) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 1年内返済予定の長期借入金、(6) 長期借入金

これらの時価につきましては、返済期限ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式その他	1,847
関連会社株式	17,051

これらにつきましては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	29,585	-	-	-
受取手形及び売掛金	94,056	-	-	-
合計	123,641	-	-	-

4. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	21,395	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	-	-
長期借入金	4,964	8,307	11,102	45	585	31
合計	26,360	8,307	11,102	45	585	31

当連結会計年度 (2019年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	34,944	34,944	-
(2) 受取手形及び売掛金	98,769	98,769	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	11,630	11,630	-
資産計	145,344	145,344	-
(1) 支払手形及び買掛金	63,161	63,161	-
(2) 電子記録債務	1,671	1,671	-
(3) 未払金	21,636	21,636	-
(4) 短期借入金	34,164	34,164	-
(5) 1年内返済予定の長期借入金	5,209	5,199	△9
(6) 長期借入金	21,052	20,996	△55
負債計	146,895	146,830	△64
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	△191	△191	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価につきましては、市場価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 未払金、(4) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 1年内返済予定の長期借入金、(6) 長期借入金

これらの時価につきましては、返済期限ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式その他	1,825
関連会社株式	11,456

これらにつきましては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	34,944	-	-	-
受取手形及び売掛金	98,769	-	-	-
合計	133,713	-	-	-

4. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	34,164	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	-	-
長期借入金	5,209	10,179	155	144	10,126	446
合計	39,373	10,179	155	144	10,126	446



(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2018年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	12,708	4,445	8,263
	小計	12,708	4,445	8,263
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	11	16	△5
	小計	11	16	△5
	合計	12,719	4,461	8,258

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額1,682百万円)及びその他(連結貸借対照表計上額165百万円)につきましては市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度 (2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	10,707	3,072	7,635
	小計	10,707	3,072	7,635
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	922	1,178	△255
	小計	922	1,178	△255
	合計	11,630	4,250	7,379

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額1,665百万円)及びその他(連結貸借対照表計上額159百万円)につきましては市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,863	746	0
合計	1,863	746	0

当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	971	693	1
合計	971	693	1

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度 (2018年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)				
原則的 処理方法	為替予約取引 売建	売掛金							
	米ドル					6,259	-	△9	
	加ドル					632	-	5	
	中国元					-	-	-	
	英ポンド					572	-	△2	
	ユーロ					838	-	0	
	円					6,565	-	△40	
	豪ドル					870	-	0	
	買建					買掛金			
	米ドル								
	小計		16,552	-	△68				
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 売建	売掛金							
	米ドル					-	-	-	
	英ポンド					6	-	0	
	買建	買掛金							
	米ドル					11,383	-	△261	
	タイバーツ					28	-	0	
ユーロ	-	-	-						
	小計		11,418	-	△261				
	合計		27,970	-	△330				

(注) 時価の算定方法 先物為替相場または取引金融機関から提示された価格等によって算定しております。

当連結会計年度（2019年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)				
原則的 処理方法	為替予約取引 売建	売掛金							
	米ドル					10,149	-	△75	
	加ドル					534	-	△3	
	中国元					-	-	-	
	英ポンド					1,074	-	△17	
	ユーロ					1,243	-	△16	
	円					6,549	-	△120	
	豪ドル					269	-	1	
	買建 米ドル					買掛金	877	-	14
	小計						20,697	-	△217
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 売建	売掛金							
	米ドル					-	-	-	
	ユーロ					8	-	0	
	買建	買掛金							
	米ドル					9,941	-	47	
	タイバーツ					214	-	△1	
	NZドル					1,620	-	△21	
小計		11,784	-	25					
合計		32,481	-	△191					

(注) 時価の算定方法 先物為替相場または取引金融機関から提示された価格等によって算定しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度（2018年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円) (注) 1
原則的 処理方法	金利スワップ取引 変動受取・ 固定支払	長期借入金	401	401	△3
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 変動受取・ 固定支払	長期借入金	8,000	8,000	(注) 2

(注) 1. 時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（2019年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円) (注) 1
原則的 処理方法	金利スワップ取引 変動受取・ 固定支払	長期借入金	-	-	-
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 変動受取・ 固定支払	長期借入金	8,000	3,000	(注) 2

(注) 1. 時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度、退職一時金制度及び選択制の確定拠出年金制度（前払退職金との選択制）を設けているほか、一部の連結子会社は複数事業主制度の企業年金基金に加入しており、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。また国内連結子会社の一部では、退職給付信託を設定しております。加えて、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

2. 確定給付制度（簡便法を適用した制度を除く。）

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高	46,902	45,625
勤務費用	1,566	1,466
利息費用	216	173
数理計算上の差異の発生額	△1,444	△747
過去勤務費用の発生額	△4	38
退職給付の支払額	△1,686	△2,238
合併による簡便法から原則法への 移行に伴う影響額	74	-
退職給付債務の期末残高	45,625	44,317

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
年金資産の期首残高	50,415	52,934
期待運用収益	864	917
数理計算上の差異の発生額	1,175	△517
事業主からの拠出額	2,065	1,318
退職給付の支払額	△1,584	△2,092
年金資産の期末残高	52,934	52,560

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	44,703	43,397
年金資産	△52,934	△52,560
	△8,231	△9,162
非積立型制度の退職給付債務	921	919
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△7,309	△8,242
退職給付に係る負債	921	919
退職給付に係る資産	△8,231	△9,162
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△7,309	△8,242

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
勤務費用	1,566	1,466
利息費用	216	173
期待運用収益	△864	△917
数理計算上の差異の費用処理額	231	206
過去勤務費用の費用処理額	△348	△27
確定給付制度に係る退職給付費用	801	901

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
過去勤務費用	△344	△65
数理計算上の差異	2,851	435
合計	2,506	370

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
未認識過去勤務費用	△230	△165
未認識数理計算上の差異	△1,613	△2,049
合計	△1,844	△2,214

(7) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
債券	64%	68%
株式	29%	29%
現金及び預金	3%	2%
その他	4%	0%
合計	100%	100%

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度20%、当連結会計年度20%含まれております。

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎 (加重平均で表わしております。)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
割引率	0.4%	0.3%
長期期待運用収益率	2.1%	2.1%

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	696	659
退職給付費用	127	115
退職給付の支払額	△63	△54
制度への拠出額	△25	-
合併による簡便法から原則法への 移行に伴う影響額	△74	-
新規連結に伴う増加額	-	27
その他	-	0
退職給付に係る負債の期末残高	659	748

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	-	-
年金資産	-	-
	-	-
非積立型制度の退職給付債務	659	748
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	659	748
退職給付に係る負債	659	748
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	659	748

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 127百万円 当連結会計年度 115百万円

4. 確定拠出制度

確定拠出制度（確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度を含む。）への要拠出額は、前連結会計年度336百万円、当連結会計年度391百万円であります。

要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は以下のとおりであります。

日本冷凍食品企業年金基金

①複数事業主制度の直近の積立状況

	(百万円)	
	前連結会計年度 2017年3月31日現在	当連結会計年度 2018年3月31日現在
年金資産の額	5,251	5,322
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	4,838	4,751
差引額	412	570

②複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合

前連結会計年度 5.34%（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

当連結会計年度 5.32%（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

③補足説明

上記①の差額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高△2,221百万円（前連結会計年度△2,359百万円）及び剰余金2,781百万円（前連結会計年度2,771百万円）であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年の元利均等償却であります。

なお、上記②の割合は当社の子会社の実際の負担割合とは一致しておりません。また、上記①及び②は入手可能な直近時点の数値により開示しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上原価	-	-
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	125	-

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2008年 ストック・オプション	2009年 ストック・オプション	2010年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	伊藤ハム(株) 取締役 9名 伊藤ハム(株) 執行役員 12名	伊藤ハム(株) 取締役 9名 伊藤ハム(株) 執行役員 11名	伊藤ハム(株) 取締役 9名 伊藤ハム(株) 執行役員 8名
株式の種類別のストック・ オプションの数 (注)	普通株式 114,000株	普通株式 110,000株	普通株式 90,000株
付与日	2008年7月31日	2009年8月3日	2010年8月2日
権利確定条件	権利確定条件は 付されていません。	権利確定条件は 付されていません。	権利確定条件は 付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。
権利行使期間	自 2016年4月1日 至 2038年7月31日	自 2016年4月1日 至 2039年8月3日	自 2016年4月1日 至 2040年8月2日

	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	伊藤ハム(株) 取締役 6名 伊藤ハム(株) 執行役員 6名	伊藤ハム(株) 取締役 6名 伊藤ハム(株) 執行役員 6名	伊藤ハム(株) 取締役 7名 伊藤ハム(株) 執行役員 5名
株式の種類別のストック・ オプションの数 (注)	普通株式 62,000株	普通株式 62,000株	普通株式 62,000株
付与日	2011年8月1日	2012年8月6日	2013年8月7日
権利確定条件	権利確定条件は 付されていません。	権利確定条件は 付されていません。	権利確定条件は 付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。
権利行使期間	自 2016年4月1日 至 2041年8月1日	自 2016年4月1日 至 2042年8月6日	自 2016年4月1日 至 2043年8月7日

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	伊藤ハム(株) 取締役 6名 伊藤ハム(株) 執行役員 3名	伊藤ハム(株) 取締役 5名 伊藤ハム(株) 執行役員 7名	当社 取締役 2名 当社子会社 取締役 7名 当社子会社 執行役員 19名
株式の種類別のストック・ オプションの数 (注)	普通株式 50,000株	普通株式 64,000株	普通株式 130,300株
付与日	2014年8月4日	2015年8月3日	2016年8月8日
権利確定条件	権利確定条件は 付されていません。	権利確定条件は 付されていません。	権利確定条件は 付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。
権利行使期間	自 2016年4月1日 至 2044年8月4日	自 2016年4月1日 至 2045年8月3日	自 2016年8月9日 至 2046年8月8日



	2017年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	当社 取締役 2名 当社子会社 取締役 6名 当社子会社 執行役員 20名
株式の種類別のストック・ オプションの数 (注)	普通株式 132,800株
付与日	2017年8月7日
権利確定条件	権利確定条件は 付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません。
権利行使期間	自 2017年8月8日 至 2047年8月7日

(注) スtock・オプションの数を株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2019年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	2008年 ストック・オプション	2009年 ストック・オプション	2010年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	4,000	4,000	8,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	4,000	4,000	8,000

	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	8,000	8,000	8,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	8,000	8,000	8,000

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	12,000	35,000	99,300
権利確定	—	—	—
権利行使	4,000	24,000	51,300
失効	—	—	—
未行使残	8,000	11,000	48,000

	2017年 ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	132,800
権利確定	—
権利行使	56,800
失効	—
未行使残	76,000

## ②単価情報

	2008年 ストック・オプション	2009年 ストック・オプション	2010年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	565	298	303

	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	296	306	395

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	928	928	928
付与日における 公正な評価単価 (円)	414	653	911

	2017年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1
行使時平均株価 (円)	928
付与日における 公正な評価単価 (円)	946

### 3. スtock・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付に係る負債	3,066百万円	2,982百万円
税務上の繰越欠損金(注)	807	1,417
賞与引当金	1,914	1,498
減損損失	1,029	912
連結子会社の資産及び負債の時価評価差額	555	534
未払事業税	328	305
資産除去債務	384	383
棚卸資産の未実現損益	270	287
その他	1,720	1,729
繰延税金資産小計	10,075	10,051
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	-	△188
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-	△2,295
評価性引当額小計	△2,599	△2,484
繰延税金資産計	7,475	7,566
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△2,855	△2,585
全面時価評価法による評価差額	△2,461	△2,305
退職給付信託設定益	△1,351	△1,173
固定資産圧縮積立金	△985	△890
退職給付に係る資産	△591	△792
固定資産の未実現損失	△519	△512
連結子会社の資産及び負債の時価評価差額	△264	△262
その他	△695	△436
繰延税金負債計	△9,725	△8,957
繰延税金資産(負債)の純額	△2,249	△1,390

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	7	25	9	16	121	1,237	1,417百万円
評価性引当額	7	8	9	15	72	75	188
繰延税金資産	-	16	-	1	48	1,161	(b)1,228

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金1,417百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産1,228百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金について、将来の課税所得の見込み等により回収可能と判断した部分については評価引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.9%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.5	1.0
受取配当金等永久に益金に参入されない項目	△1.2	△0.7
住民税均等割等	0.8	1.1
税額控除による影響	△0.8	△0.7
評価性引当額の増減額	0.8	△0.8
持分法による投資利益	△3.0	0.6
のれん償却額	1.8	3.2
海外子会社の完全子会社化による 繰越欠損金の消滅に伴う税効果取崩額	4.9	-
連結子会社との税率差	0.9	1.0
その他	0.5	△0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.0	34.5

(資産除去債務関係)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものとあります。

当社グループは、製品を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、主にハム・ソーセージ及び調理加工食品等の製造、販売を事業領域とする「加工食品事業」と主に食肉の生産、処理加工及び販売を事業領域とする「食肉事業」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場実勢価格等に基づいております。

なお、当連結会計年度の期首から、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を適用し、前連結会計年度のセグメント資産については、表示方法の変更を反映した組替え後の数値を記載しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	加工食品 事業	食肉事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	287,502	540,107	827,609	4,255	831,865	-	831,865
セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,560	26,964	30,525	21,820	52,345	△52,345	-
計	291,063	567,071	858,135	26,075	884,210	△52,345	831,865
セグメント利益	10,764	11,432	22,197	632	22,829	△1,267	21,562
セグメント資産	125,742	140,810	266,553	723	267,276	108,927	376,204
その他の項目							
減価償却費	5,928	2,477	8,405	262	8,668	0	8,668
のれんの償却額	-	129	129	-	129	1,389	1,518
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	7,397	4,882	12,279	85	12,365	452	12,817

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、物流事業及び人事給与関連業務サービス等であります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額の主な内容は、のれんの償却額△1,389百万円等であります。

(2) セグメント資産の調整額108,927百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産が含まれております。全社資産の主なものは、現金及び預金28,757百万円、投資その他の資産42,566百万円、のれん23,614百万円等であります。

(3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額452百万円は、主に各セグメントに配分していない全社資産の増加額であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	加工食品 事業	食肉事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	291,939	554,576	846,515	4,206	850,721	-	850,721
セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,669	24,678	28,347	23,160	51,508	△51,508	-
計	295,608	579,254	874,863	27,366	902,229	△51,508	850,721
セグメント利益	7,914	7,364	15,278	124	15,403	△908	14,494
セグメント資産	134,770	148,377	283,147	683	283,831	109,561	393,392
その他の項目							
減価償却費	6,870	2,643	9,513	221	9,734	32	9,767
のれんの償却額	292	127	420	-	420	1,389	1,809
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	13,027	6,785	19,813	52	19,866	711	20,577

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、物流事業及び人事給与関連業務サービス等であります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額の主な内容は、のれんの償却額△1,389百万円等であります。

(2) セグメント資産の調整額109,561百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産が含まれております。全社資産の主なものは、現金及び預金34,072百万円、投資その他の資産40,260百万円、のれん22,225百万円等であります。

(3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額711百万円は、主に各セグメントに配分していない全社資産の増加額であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	ハム・ソーセージ	調理加工食品	食肉	その他	合計
外部顧客への売上高	176,931	129,851	510,622	14,459	831,865

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	オセアニア	アジア	北米	欧州	その他	合計
733,926	26,985	27,485	24,100	15,340	4,026	831,865

(2) 有形固定資産

（単位：百万円）

日本	ニュージーランド	その他	合計
66,075	22,998	662	89,735

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	ハム・ソーセージ	調理加工食品	食肉	その他	合計
外部顧客への売上高	174,828	136,779	516,986	22,127	850,721

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	オセアニア	アジア	北米	欧州	その他	合計
743,947	27,157	34,510	26,568	15,469	3,069	850,721

(2) 有形固定資産

（単位：百万円）

日本	ニュージーランド	その他	合計
75,893	21,712	1,140	98,747



【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	加工食品事業	食肉事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	65	20	-	7	94

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	加工食品事業	食肉事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	30	-	-	1	32

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	加工食品事業	食肉事業	計			
当期末残高	-	495	495	-	23,614	24,109

（注）のれんの償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	加工食品事業	食肉事業	計			
当期末残高	-	350	350	-	22,225	22,576

（注）のれんの償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

①連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	三菱商事㈱	東京都 千代田区	204,446	総合商社	(被所有) 直接 39.21	食肉及び 原材料の 仕入先	食肉及び原 材料の仕入 (注) 2	21,858	買掛金	2,524

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
2. 食肉及び原材料の仕入については、三菱商事㈱以外からも複数の見積りを入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	三菱商事㈱	東京都 千代田区	204,446	総合商社	(被所有) 直接 39.23	食肉及び 原材料の 仕入先	食肉及び原 材料の仕入 (注) 2	17,953	買掛金	2,458

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
2. 食肉及び原材料の仕入については、三菱商事㈱以外からも複数の見積りを入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。

②連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (USドル)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	INDIANA PACKERS CORP.	DELPHI INDIANA U. S. A.	20,000千	食肉事業	間接 20.00	食肉及び 原材料の 仕入先	債務保証 (注) 2	4,599 (US\$ 41,444千)	-	-

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。  
2. INDIANA PACKERS CORP. への債務保証は、金融機関からの借入金に対して保証したものであります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	739.77円	754.14円
1株当たり当期純利益	53.22円	35.82円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	53.17円	35.80円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (2018年3月31日)	当連結会計年度末 (2019年3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	219,861	224,074
純資産の部の合計から控除する金額 (百万円)	1,248	1,309
（うち新株予約権 (百万円)）	(257)	(139)
（うち非支配株主持分 (百万円)）	(990)	(1,169)
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	218,612	222,765
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数 (千株)	295,516	295,388

(注) 2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	15,784	10,588
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	15,784	10,588
普通株式の期中平均株式数 (千株)	296,576	295,582
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (千株)	316	183
（うち新株予約権 (千株)）	(316)	(183)
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含め なかった潜在株式の概要	-	-

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	21,395	34,164	2.23	—
1年内返済予定の長期借入金	4,964	5,209	0.32	—
リース債務（1年以内に返済予定のもの。）	505	532	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	20,071	21,052	0.19	2020年～2028年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	1,214	1,186	—	2020年～2029年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	48,151	62,144	—	—

- (注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。  
 2. リース債務の平均利率については、主としてリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。  
 3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	10,179	155	144	10,126
リース債務	451	343	213	96

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

## (2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	208,615	426,425	659,036	850,721
税金等調整前 四半期(当期)純利益 (百万円)	4,782	9,201	16,468	16,304
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	3,162	6,058	10,860	10,588
1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	10.70	20.49	36.74	35.82

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益又は 1株当たり 四半期純損失(△) (円)	10.70	9.79	16.25	△0.92

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	21,181	23,551
短期貸付金	-	※1 1,100
未収入金	※1 1,484	※1 1,371
関係会社預け金	1,190	7,625
その他	60	13
流動資産合計	23,917	33,662
固定資産		
有形固定資産		
機械及び装置	-	0
工具、器具及び備品	0	37
有形固定資産合計	0	38
無形固定資産		
ソフトウェア	0	2
無形固定資産合計	0	2
投資その他の資産		
関係会社株式	168,762	168,762
長期貸付金	-	※1 850
繰延税金資産	219	221
その他	59	59
投資その他の資産合計	169,042	169,894
固定資産合計	169,042	169,934
資産合計	192,960	203,597

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	※1 330	※1 950
賞与引当金	293	303
未払法人税等	1,014	769
未払消費税等	99	112
関係会社預り金	10,649	10,555
その他	60	100
流動負債合計	12,448	12,791
固定負債		
長期借入金	-	10,000
固定負債合計	-	10,000
負債合計	12,448	22,791
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,003	30,003
資本剰余金		
資本準備金	7,503	7,503
その他資本剰余金	129,270	129,240
資本剰余金合計	136,773	136,743
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	15,301	15,767
利益剰余金合計	15,301	15,767
自己株式	△1,824	△1,849
株主資本合計	180,253	180,665
新株予約権	257	139
純資産合計	180,511	180,805
負債純資産合計	192,960	203,597

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
営業収益		
関係会社受取配当金	※2 8,933	※2 5,207
経営管理料	※2 3,132	※2 3,852
営業収益合計	12,065	9,059
営業費用		
販売費及び一般管理費	※1, ※2 3,003	※1, ※2 3,451
営業費用合計	3,003	3,451
営業利益	9,061	5,608
営業外収益		
受取利息	※2 11	※2 16
受取手数料	-	※2 134
その他	3	1
営業外収益合計	15	152
営業外費用		
支払利息	※2 7	※2 12
支払手数料	298	56
その他	0	1
営業外費用合計	306	70
経常利益	8,771	5,690
税引前当期純利益	8,771	5,690
法人税、住民税及び事業税	165	202
法人税等調整額	△159	△1
法人税等合計	6	200
当期純利益	8,764	5,489



③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	30,000	7,500	129,364	136,864	11,591	11,591	△5	178,450	
当期変動額									
新株の発行	3	3		3				6	
剰余金の配当					△5,054	△5,054		△5,054	
当期純利益					8,764	8,764		8,764	
自己株式の取得							△1,995	△1,995	
自己株式の処分			△94	△94			176	82	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	3	3	△94	△91	3,710	3,710	△1,818	1,803	
当期末残高	30,003	7,503	129,270	136,773	15,301	15,301	△1,824	180,253	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	220	178,670
当期変動額		
新株の発行		6
剰余金の配当		△5,054
当期純利益		8,764
自己株式の取得		△1,995
自己株式の処分		82
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	37	37
当期変動額合計	37	1,840
当期末残高	257	180,511

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	30,003	7,503	129,270	136,773	15,301	15,301	△1,824	180,253	
当期変動額									
新株の発行									
剰余金の配当					△5,023	△5,023		△5,023	
当期純利益					5,489	5,489		5,489	
自己株式の取得							△296	△296	
自己株式の処分			△29	△29			271	242	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	△29	△29	466	466	△25	411	
当期末残高	30,003	7,503	129,240	136,743	15,767	15,767	△1,849	180,665	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	257	180,511
当期変動額		
新株の発行		
剰余金の配当		△5,023
当期純利益		5,489
自己株式の取得		△296
自己株式の処分		242
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△117	△117
当期変動額合計	△117	293
当期末残高	139	180,805

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法

無形固定資産 定額法

#### 3. 引当金の計上基準

賞与引当金 従業員賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

##### (2) 連結納税制度の適用

当社は、当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

### (表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」160百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」219百万円に含めて表示しております。

### (貸借対照表関係)

#### ※1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
短期金銭債権	1,484百万円	2,471百万円
長期金銭債権	-	850
短期金銭債務	161	848

#### 2. 偶発債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
アンズコフーズ(株)	-百万円	1,800百万円
ANZCO FOODS LTD.	-	32,985 (NZ \$ 438,000千)
ASIAN BEST CHICKEN CO., LTD.	-	87 (THB 25,000千)
計	-	34,873

(損益計算書関係)

※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
給料及び手当	1,025百万円	1,001百万円
役員報酬	214	240
賞与引当金繰入額	293	283
賃借料	241	263
おおよその割合		
一般管理費	100%	100%

※2. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	12,065百万円	9,059百万円
営業費用	211	250
営業取引以外の取引高	18	160

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
子会社株式	167,241	167,241
関連会社株式	1,520	1,520
計	168,762	168,762

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	35百万円	42百万円
賞与引当金	89	92
株式報酬費用	15	53
支払手数料	91	61
その他	2	3
繰延税金資産小計	235	253
評価性引当額	△15	△28
繰延税金資産合計	219	225
繰延税金負債		
その他	-	△3百万円
繰延税金負債合計	-	△3
繰延税金資産純額	219	221

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.9 %	30.6 %
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△31.4	△28.0
その他	0.6	0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.1	3.5

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## ④ 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額
有形 固定資産	機械装置	-	2	-	1	0	1
	工具、器具及び備品	0	82	-	45	37	45
	計	0	84	-	46	38	46
無形 固定資産	ソフトウェア	0	2	-	0	2	-
	計	0	2	-	0	2	-

## 【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	293	303	293	303

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り  取扱場所  株主名簿管理人  取次所  買取手数料	(注)  (特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  _____  株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="http://www.itoham-yonekyu-holdings.com/ir/e-koukoku/index.html">http://www.itoham-yonekyu-holdings.com/ir/e-koukoku/index.html</a>
株主に対する特典	3月31日現在、所有株式1,000株以上の株主に対し、5,000円相当の当社グループ製品を贈呈する。

(注) 単元未満株式を有する当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を当社定款で定めております。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ④ 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第2期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 2018年6月27日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2018年6月27日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第3期第1四半期) (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日) 2018年8月10日関東財務局長に提出

(第3期第2四半期) (自 2018年7月1日 至 2018年9月30日) 2018年11月13日関東財務局長に提出

(第3期第3四半期) (自 2018年10月1日 至 2018年12月31日) 2019年2月13日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2018年6月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券届出書及びその添付書類

譲渡制限付株式の割当 2018年7月20日関東財務局長に提出

譲渡制限付株式の割当 2019年6月25日関東財務局長に提出

(6) 訂正有価証券届出書

上記(5)有価証券届出書の訂正届出書 2018年8月2日関東財務局長に提出

上記(5)有価証券届出書の訂正届出書 2018年8月10日関東財務局長に提出

(6) 自己株券買付状況報告書

報告期間(自 2018年6月1日 至 2018年6月30日) 2018年7月9日関東財務局長に提出

報告期間(自 2018年7月1日 至 2018年7月31日) 2018年8月10日関東財務局長に提出

報告期間(自 2018年8月1日 至 2018年8月31日) 2018年9月7日関東財務局長に提出

報告期間(自 2018年9月1日 至 2018年9月30日) 2018年10月12日関東財務局長に提出

報告期間(自 2018年10月1日 至 2018年10月31日) 2018年11月13日関東財務局長に提出

報告期間(自 2018年11月1日 至 2018年11月30日) 2018年12月5日関東財務局長に提出

報告期間(自 2018年12月1日 至 2018年12月31日) 2019年1月9日関東財務局長に提出

報告期間(自 2019年1月1日 至 2019年1月31日) 2019年2月13日関東財務局長に提出

報告期間(自 2019年2月1日 至 2019年2月28日) 2019年3月8日関東財務局長に提出

報告期間(自 2019年3月1日 至 2019年3月31日) 2019年4月9日関東財務局長に提出

報告期間(自 2019年5月1日 至 2019年5月31日) 2019年6月12日関東財務局長に提出



## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年6月25日

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北山 久恵	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根本 剛光	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河野 匡伸	印

## <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている伊藤ハム米久ホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伊藤ハム米久ホールディングス株式会社及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、伊藤ハム米久ホールディングス株式会社の2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、伊藤ハム米久ホールディングス株式会社が2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2019年6月25日

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北山 久恵	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根本 剛光	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河野 匡伸	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている伊藤ハム米久ホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伊藤ハム米久ホールディングス株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

**【表紙】**

**【提出書類】** 内部統制報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の4第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2019年6月26日

**【会社名】** 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社

**【英訳名】** ITOHAM YONEKYU HOLDINGS INC.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 宮下 功

**【最高財務責任者の役職氏名】** 該当事項はありません。

**【本店の所在の場所】** 東京都目黒区三田1丁目6番21号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長宮下 功は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2019年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社及び持分法適用関連会社のうち、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した会社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高(連結会社間取引消去後)の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。

**【表紙】**

**【提出書類】** 確認書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の2第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2019年6月26日

**【会社名】** 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社

**【英訳名】** ITOHAM YONEKYU HOLDINGS INC.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 宮下 功

**【最高財務責任者の役職氏名】** 該当事項はありません。

**【本店の所在の場所】** 東京都目黒区三田1丁目6番21号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長宮下 功は、当社の第3期(自 2018年4月1日 至2019年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。